

岐阜県災害時広域受援計画

令和8年3月
岐阜県

目次

はじめに	- 1 -
I 基本的な事項	- 3 -
1 基本的な考え方	- 3 -
2 受援の基本的業務	- 3 -
3 調整会議	- 3 -
4 受援に必要な拠点等の指定	- 4 -
5 経費負担	- 6 -
6 その他	- 6 -
II 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊・自衛隊等の受援に関する計画	- 8 -
1 要旨	- 8 -
2 各機関の主な役割	- 9 -
3 大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続	- 10 -
4 応援部隊の活動拠点の確保	- 12 -
5 応援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供	- 12 -
6 応援部隊への支援	- 13 -
III 他都道府県等からの応援職員の受入に関する計画	- 14 -
1 要旨	- 14 -
2 組織	- 14 -
3 災害時に県が受け入れる職員	- 15 -
4 大規模災害発生直後の関係機関への要請の手続	- 15 -
5 受入れが想定される業務	- 17 -
6 応援職員の執務場所の確保	- 18 -
7 資機材・備品等の提供	- 19 -
8 宿泊場所の紹介・あっせん	- 19 -
9 女性職員への配慮	- 19 -
10 応援職員への情報提供	- 19 -
11 費用負担	- 19 -
IV 市町村への応援職員の派遣に関する計画	- 20 -
1 要旨	- 20 -
2 組織	- 21 -
3 災害時に市町村へ派遣する職員	- 21 -
4 大規模災害発生直後の関係機関への要請の手続	- 22 -
V 物資の受援に関する計画	- 23 -
1 要旨	- 23 -
2 「プル型」支援を基本とした物資調達・供給	- 25 -
3 「プッシュ型」支援における物資調達・供給	- 28 -
4 緊急物資輸送に関わる関係機関の役割	- 33 -
5 義援物資の取扱	- 36 -
各種様式集	- 1 -
○ 応援部隊の活動拠点として活用する場合のチェックリスト〈市町村施設管理者用〉	- 2 -
○ 地域内輸送拠点として活用する場合のチェックリスト〈市町村施設管理者用〉	- 3 -
様式1	- 5 -
様式2	- 6 -
様式3	- 7 -
様式4	- 8 -

はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災では、「超」広域で被害が発生し、発生直後から多数の応援部隊〔広域緊急援助隊（警察）、緊急消防援助隊、自衛隊〕が全国から被災地に集結した。岩手県の内陸と沿岸の中間地にある遠野市では、早くから宮城県沖地震を見据えた後方支援拠点整備構想を掲げ、大規模な訓練を重ねていたため、地震発生直後から自衛隊などの応援部隊が同市の遠野運動公園に集結し、迅速な応援活動を展開するなど、同市は沿岸被災地の後方支援拠点として重要な役割を果たした。

一方、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、神戸市災害対策本部に2ヶ月あまりの間で約43万個の小包（支援物資）が届けられ、輸送拠点と倉庫だけで最大22,400平方メートル分の建物を確保しなければならなかった。また、平成16年の新潟県中越地震でも、県の保管施設の準備がなかったため、支援物資が一時的に集積された新潟空港に滞留し、円滑な配分が1週間程度行われなかった。

さらに、平成28年熊本地震では、災害応急活動で地方公共団体からの要請を待たず迅速に支援物資を被災地に届ける支援として、国による「プッシュ型」による物資の支援が初めて本格的に実施されたが、県の物資集積拠点が被災により使用不能となったこと、物資の仕分けや管理ノウハウの欠如、人員不足により、発災当初、物資拠点到物資が滞留したこと、から、「物資拠点から避難所まで」の輸送が機能せず、被災者に支援物資が十分に行き渡らなかった。

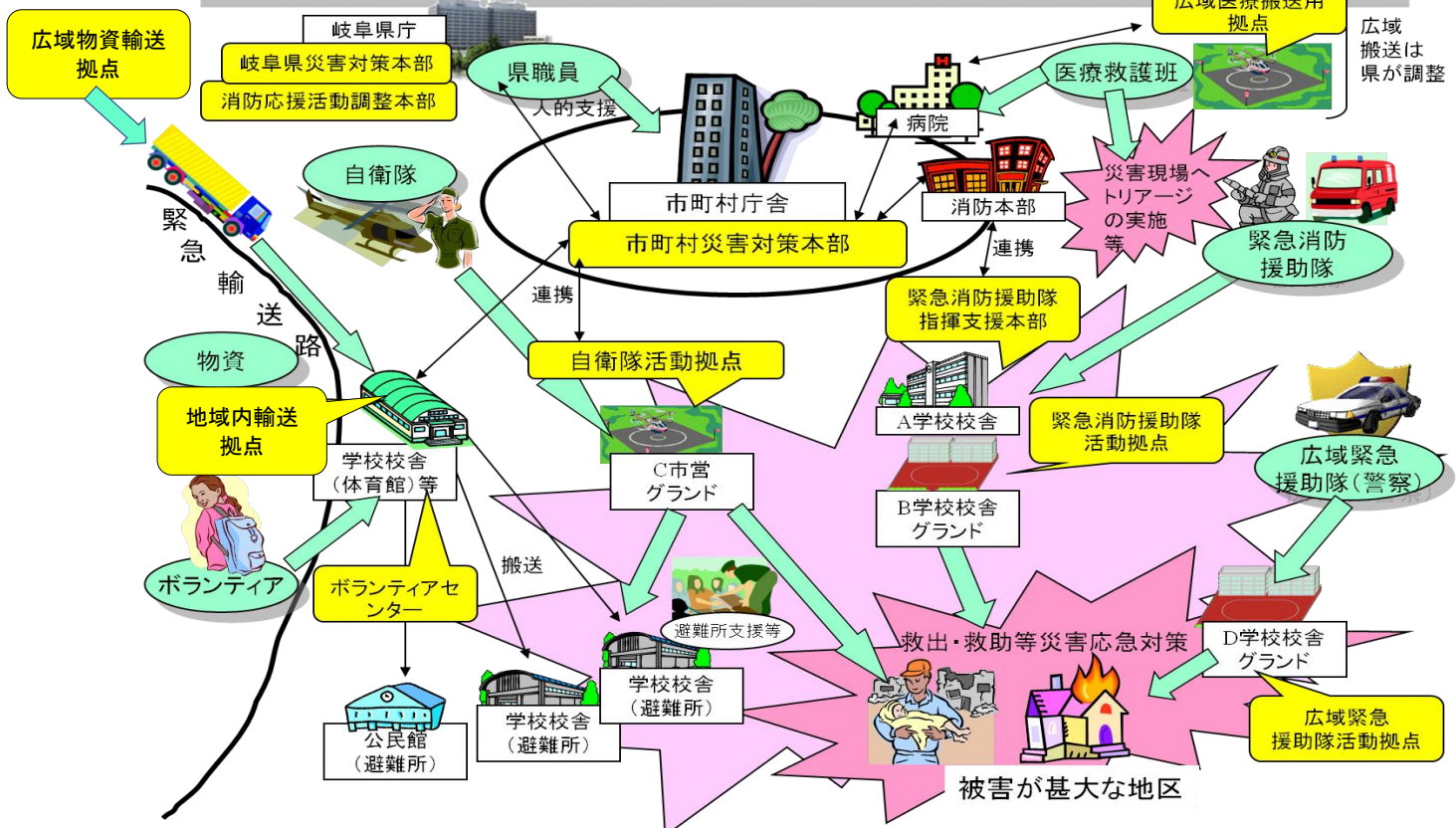
このため、本県においても、「川上である国から川下である避難所まで」支援物資が迅速かつ的確に供給されるよう物資集積拠点に対し必要な対策を講じるとともに、被災市町村の支援を行うことが求められている。

また、令和6年能登半島地震では、応援派遣先における生活環境の過酷さや、応援職員への装備や資機材が不十分であったこと及び執務スペースの確保等が課題となったため、国や他自治体からの応援職員の受入れについて、体制を構築する必要がある。

本計画は、これらの教訓を踏まえ、岐阜県において大規模災害が発生した場合に想定される県外からの応援部隊や職員、支援物資の受け入れ体制について、岐阜県が県外からの応援を受け入れる（以下「受援」という。）場合の基本的ルールを定めたものである。

なお、南海トラフ地震等の発生も危惧されることから、岐阜県が被災した都道府県に応援を行う（以下「支援」という。）場合についても、本計画を参考に実施するものとする。

大規模災害発生時の市町村の受援体制イメージ



I 基本的な事項

1 基本的な考え方

(1) 本計画は、大規模災害発生時に、国や他の地方公共団体及び防災関係機関から速やかに応援を受け入れ、効率的・効果的な災害応急対策を実施するために策定し、被害の状況や被災地のニーズに応じて適切に対応する。

なお、本計画は、岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（平成25年2月公表）及び平成30年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査（平成31年2月公表）の結果に基づく各災害の被害を前提に計画の策定を行う。

(2) 本計画は、平成30年3月23日から適用する。

(3) 本計画は、実動訓練・図上訓練等を通じた検証や、国・県・市町村及び防災関係機関の防災計画等の修正や防災体制の変更に応じて、定期的に見直しを行う。

2 受援の基本的業務

市町村災害対策本部（以下「市町村本部」という。）は、効率的・効果的な応援を受けるために、被害状況、災害応急活動の状況及び充足状況を把握し、県災害対策本部支部（以下「県支部」という。）を通して、県災害対策本部（以下「県本部」という。）に速やかに報告する。

県本部は、防災関係機関と連携し、災害応急活動を行うとともに、把握した被害情報及び市町村の要請等に基づいて広域受援の調整を行う。

3 調整会議

(1) 救助活動は、県内の市町村、県警察本部及び防災関係機関に加え、警察庁、防衛省、消防庁等多数の機関が合同で実施することから、相互に連携・調整することが必要である。そのため、県本部（指揮総括チーム）は、広域的な応援を円滑に受け、かつ、災害応急対策を効果的に実施するため、必要に応じ国の現地対策本部と調整会議を行う。

(2) 調整会議の具体的な内容は、以下のとおりである。

ア 名称 国・県合同連絡調整会議

イ 主催 県本部

ウ 主な調整事項

- ・ 応援部隊の県内における配置調整、増援等
- ・ 食料、飲料水及び生活必需品等（以下「物資」という。）に係る輸送の調整、追加調達等
- ・ 医療活動に係る広域搬送の調整、医療チーム増援等
- ・ ヘリコプターの運用に関すること（サイレントタイムの調整含む。）

- ・その他、必要となる国への要請事項
- エ 会議構成機関
- ・国の現地対策本部（警察庁、防衛省、消防庁を含む。）
 - ・県本部

4 受援に必要な拠点等の指定

県及び市町村は、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊等の救助・消火活動等の応急活動や支援物資の受入れ、集積及び配分等に必要となる拠点を以下のとおり、指定する。

災害時には、被災市町村があらかじめ指定した「活動拠点候補地」及び「地域内輸送拠点」を活用することを原則とし、応援部隊の配置、支援物資の配分計画、ライフライン事業者の復旧活動等に応じた拠点を定め、受援体制を整備する。

(1) 県広域防災拠点

県は、以下のア～ウの機能（全部又は一部）を有する拠点を、県広域防災拠点として指定する。

指定にあたっては、県有施設を優先することとする。ただし、大規模災害時には、施設の被災が想定されることから、市町村有施設等も含めて指定できるものとし、県の広域受援体制及び広域支援の強化を図る。

市町村有施設等を県広域防災拠点に指定するにあたっては、以下のとおり、活用方法等について協定をあらかじめ締結することとする。

- ・協定の趣旨及び目的
- ・活用施設（活用可能スペースの決定）
- ・拠点の開設及び管理運営方法
- ・開設期間
- ・開設通知書等の様式 等

なお、災害時に活用する拠点の機能は、県本部（受援対策チーム、食料物資チーム、保健医療福祉チーム）が相互に調整の上決定するものとし、原則として、1つの施設に備える機能は1つとする。

・県広域防災拠点 : 18カ所【資料編1】

ア 活動拠点

応援部隊が救助・消火活動、ライフライン事業者が復旧活動等を実施する拠点。
施設数：16施設

イ 広域物資輸送拠点（一次物資拠点）

県が国の調整によって供給される物資等を受入れ、原則として、これを各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて物資を輸送する拠点。
施設数：9施設

※広域物資輸送拠点が使用困難な場合の対応

県は、指定した広域物資輸送拠点が被災し、拠点の開設が困難になる場合には、民間物流事業者のトラックターミナルや営業倉庫等の被災状況を把握し、県の広域物資輸送拠点を補完する施設として、活用を調整する。

さらに、県内の民間物流事業者の施設も被災し、県内での拠点の開設が不可能な場合には、県外の施設を本県の広域物資輸送拠点とする場合がある。

県は、民間物流事業者及び県外施設との調整にあたり、国土交通省中部運輸局（以下「中部運輸局」という。）から支援を受けることとする。

県は、発災前から民間物流事業者の施設について、候補地の選定、連絡先情報を把握する等、発災時に円滑な対応が可能となるよう備えることとする。

ウ 広域医療搬送等拠点

災害派遣医療チーム（DMAT）等の一時待機や傷病者の県内外への搬送を実施し、SCU拠点の機能を補完しながら、広域における医療搬送を実施する拠点。

施設数：12施設

※SCU：広域搬送拠点臨時医療施設

※SCU拠点：航空自衛隊岐阜基地（各務原市）、高山自動車短期大学（高山市）

（2）活動拠点候補地

市町村は、応援部隊が救助・消火活動、ライフライン事業者が復旧活動等を実施する拠点を、活動拠点候補地として指定する。

・活動拠点候補地：244カ所【資料編2】

（3）地域内輸送拠点（二次物資拠点）

市町村は、県から輸送される支援物資の集積や仕分け、保管を行い、避難所のニーズに応じて物資の輸送を実施する拠点を、地域内輸送拠点として指定する。

・地域内輸送拠点（二次物資拠点）：131カ所【資料編3】

※地域内輸送拠点が使用困難な場合の対応

市町村本部は、あらかじめ指定した「地域内輸送拠点」の開設が困難な場合や、拠点が不足する場合には、県本部に対して、代替拠点の開設を要請する。

県本部（受援対策チーム、食料物資チーム）は、市町村本部と調整し、広域物資輸送拠点の機能を有する県広域防災拠点の併用を図るものとする。

5 経費負担

救助活動等に係る経費については、災害救助法、災害対策基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村及び防災関係機関が負担する。

6 その他

(1) 中部9県1市等への応援要請（中部9県1市、全国知事会との応援協定）

県本部（指揮総括チーム）は、応援の内容が重複しないよう、原則として中部9県1市との協定「災害時等の応援に関する協定」に基づき、幹事県の調整により決定した主たる応援県市へ要請し、又これにより十分な救援等の対策が実施できない場合は、全国都道府県との協定「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、幹事県を通して全国知事会に要請するものとする。さらにこれにより対応できない「超」広域災害の発生の場合など、大規模災害発生時において国による広域応援を要請するものとする。

(2) 特定の大規模地震における具体的な活動内容に係る計画

ア 南海トラフ地震

南海トラフ地震については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定）及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成29年6月23日改定 中央防災会議幹事会。以下「南海トラフ具体計画」という。）による。

なお、本計画において、国や県外からの援助等は、国の南海トラフ具体計画を前提に計画の策定を行う。

イ 東海地震【資料編5】

東海地震については、「東海地震応急対策活動要領」（中央防災会議、平成18年4月修正）及び『「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成18年4月21日修正、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

ウ 東南海・南海地震【資料編6】

東南海・南海地震については、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（平成29年12月21日中央防災会議幹事会決定）及び『「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画』（平成19年3月20日策定、中央防災会議幹事会申し合わせ）による。

(3) 医療救護に関する医療チームの広域受援体制

大規模災害時における医療救護に関する医療チームの広域受援体制については、「岐阜県地震災害等医療救護計画」（岐阜県：令和7年3月作成）による。

(4) 臨時離着陸場の開設等

本計画における県の防災拠点離着陸場、市町村の防災離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の開設等については、次による。

防災ヘリコプターの運航に関する事項は、「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」ほか関連規程等による。

ア 臨時離着陸場の開設

県本部（受援対策チーム、ヘリ統制チーム）及び市町村本部は、県外からの応援部隊の救助活動や重傷患者の広域搬送活動に即応できるよう、原則として、防災航空隊があらかじめ指定した候補地の中から臨時離着陸場を開設する。

イ 臨時離着陸場の使用方法等

（ア）臨時離着陸場の要員等の確保

県本部（受援対策チーム、ヘリ統制チーム）及び市町村本部は、臨時離着陸場の開設にあたり、次の要員及び通信機器を確保する。

- ・要員：臨時離着陸場における安全確保要員及び通信連絡要員
- ・通信機器：県本部及び市町村本部等と連絡を行うための通信機器（衛星携帯電話等）

※離着陸場からの連絡用通信機器

- ・ヘリコプターとの交信：航空無線、消防無線、防災無線
- ・本部との交信：衛星携帯電話

（イ）臨時離着陸場の運用の優先順位

県本部（受援対策チーム、ヘリ統制チーム）及び市町村本部は、臨時離着陸場を運用する場合は、原則として、次により、使用の優先順位を調整する。

- ・第一順位 県民の生命の安全を確保するために必要な輸送
(救助・救急活動、医療活動の従事者・医薬品等人命救助に要する人員物資の輸送)
- ・第二順位 災害の拡大防止のために必要な輸送
(消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送)
- ・第三順位 災害応急対策のために必要な輸送
(食料等生命の維持に必要な物資の輸送)

ウ 臨時離着陸場の応急復旧

県本部（受援対策チーム、ヘリ統制チーム）及び市町村本部は、地震発生時に、臨時離着陸場の予定地が陥没、地割れ、障害物の堆積等により臨時離着陸場としての機能を損ねた場合には、速やかに応急復旧を行い臨時離着陸場の機能を回復させる。

エ 県内で運航する緊急消防援助隊及び患者搬送用ヘリコプターの燃料の確保

県本部（受援対策チーム、ヘリ統制チーム）は、緊急消防援助隊及び患者搬送用ヘリコプターに必要な航空燃料を確保するものとし、不足する場合又は緊急やむをえない場合には、県内に所在する航空自衛隊岐阜基地内の保有燃料の貸与を自衛隊に要請する。さらに航空燃料が不足する場合には、国に調達を要請する。

（５）応援部隊の食料等について

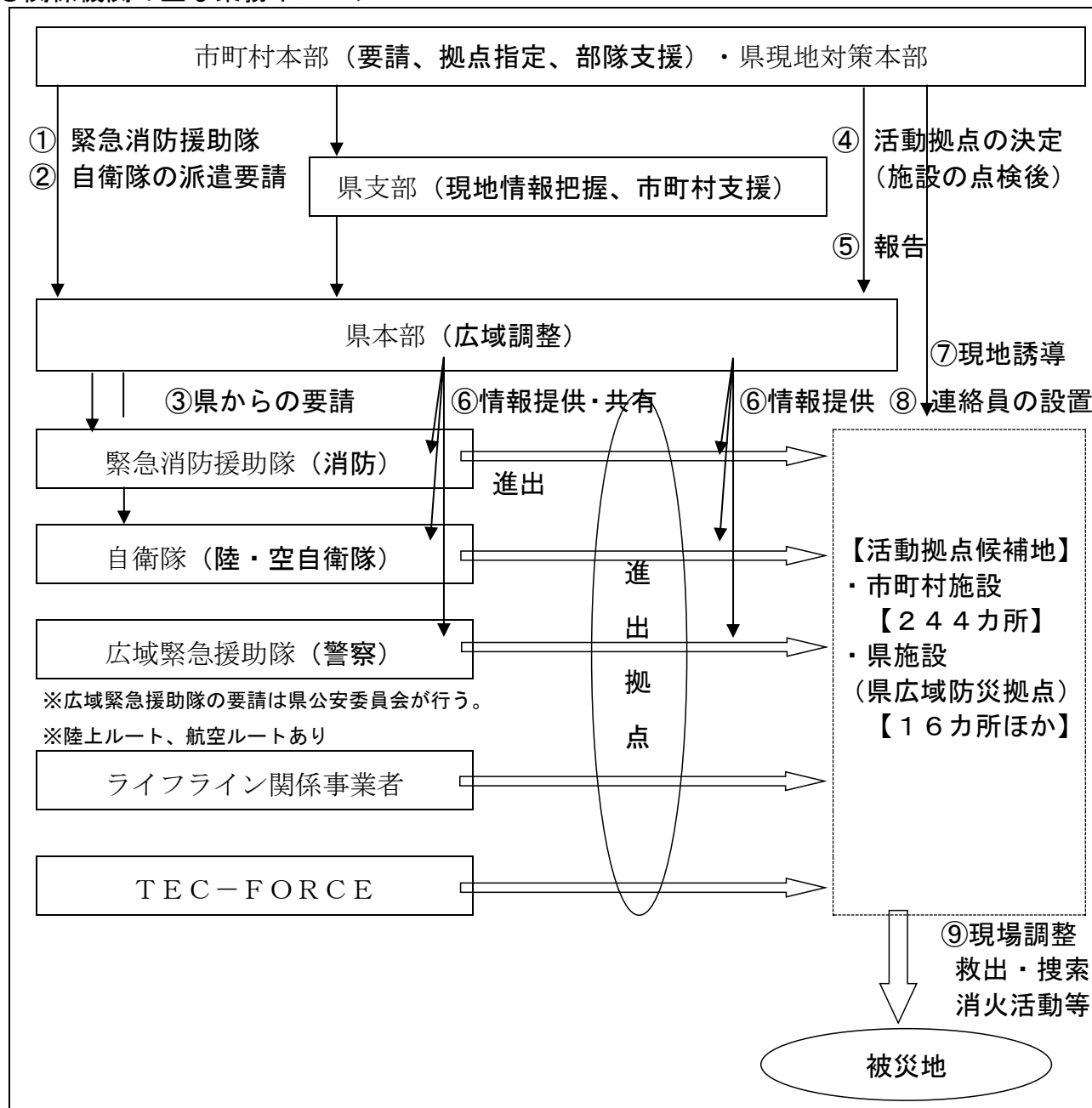
県外からの応援部隊の食料等の確保については、応援部隊が飲料水、食料、寝袋等を自ら携行し救助活動等を行うことを原則とする。

Ⅱ 広域緊急援助隊・緊急消防援助隊・自衛隊等の受援に関する計画

1 要旨

市町村は、あらかじめ定めた活動拠点候補地から活動拠点を指定し、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れ、効率的かつ効果的な救助・消火活動等の応急活動を実施する。

○関係機関の主な業務イメージ



※「進出拠点」：活動拠点を確保するまでの間などに、集合地点として設定する拠点。選定については活動拠点等を参考とするが、必ず設定するわけではなく、必要に応じて設定する。

2 各機関の主な役割

(1) 県本部

- ア 県本部（受援対策チーム）は、県支部、市町村と連携し、応援部隊の受入れを行う。
- イ 県本部（受援対策チーム）は、市町村の活動拠点の指定が時間を要する場合、被災地に至る中継地域に進出拠点を定める。
- ウ 県本部（受援対策チーム）は、国の現地対策本部が設置された場合、国の現地対策本部に対して、県内の被害状況や、使用可能な進出及び活動拠点、緊急輸送ルート等の情報を伝達する。
- エ 県本部（受援対策チーム）は、応援部隊との情報共有や業務上の調整を行う。

(2) 県支部

- ア 県支部は、県本部、市町村本部と連携し、応援部隊の受入れを行う。
- イ 県支部は、県本部の指示に応じ、県広域防災拠点の受援体制を整える。
- ウ 県支部は、応援部隊との情報共有や業務上の調整を行う。

(3) 県警察

- ア 県警察は交通規制を実施する。
- イ 県警察は、警察庁等と連携を図り、広域緊急援助隊の受入れを行う。

(4) 市町村本部

- ア 市町村本部は、県支部又は県本部に対して、被害状況等を報告し、必要に応じて、応援部隊（緊急消防援助隊、自衛隊）の派遣要請を県支部又は県本部（現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部）に行う。
（被害状況等の報告は原則、被害情報集約システムにより行うが、システムが活用できない場合又はその時間がない場合は口頭で県支部に報告を行い、県支部が代理入力を行う。要請は、原則県本部に行うが、通信が途絶した場合などは県支部に行う。）
- イ 市町村本部は、応援部隊の規模、活動内容等に応じて活動拠点を指定する。
- ウ 市町村本部は、活動拠点において応援部隊の受入れを行うとともに、ショベルカー等の救助資機材を確保し、応援部隊と連携し救助活動、消火活動等を行う。
- エ 市町村本部は、被災状況と地域の消防団及び自主防災組織等地域の活動状況から、現場における応援部隊の役割・地域分担、重点活動地域等を決め、調整する。

(5) ライフライン関係事業者

- ライフライン関係事業者は、県・市町村と連携し、ライフラインの復旧作業を行う。
- 市町村本部は、事業者の規模、活動内容等に応じて活動拠点を指定する。

- ア 電気事業者
- イ ガス事業者
- ウ 通信事業者

(6) TEC-FORCE

- TEC-FORCEは、県・市町村と連携し、被災状況の調査や技術的な支援を行う。

3 大規模災害発生直後の各省庁への要請等の手続

救助・救急関係省庁への要請等の手続きは次による。

(1) 広域緊急援助隊（警察）

県公安委員会は、警察法第60条第1項の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助を要求する。

(2) 緊急消防援助隊

知事は、市町村長の応援要請の連絡等により、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動を実施する部隊の応援を、消防庁長官に対して要請する。

緊急消防援助隊の応援を受ける場合の必要な事項は、「岐阜県緊急消防援助隊受援計画」に定める。

ア 市町村長からの応援要請の依頼

大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び県内の消防力を考慮して大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに、電話等により連絡するものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第、電話等により連絡するものとする。

(ア) 災害の概況

(イ) 出動を希望する区域及び活動内容

(ウ) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

災害の詳細な状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等を把握した段階で、岐阜県緊急消防援助隊受援計画の要請要綱別記【様式1-2】により、知事に対して速やかに緊急消防援助隊の応援等要請の連絡を行うものとする。

イ 知事による応援の要請

知事は、災害の状況及び県内消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、消防庁長官に対し電話等により直ちに行う。災害の状況、出動が必要な区域及び活動内容、活動に必要な事項が明らかになり次第、電話等により報告を行う。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する報告は、これらを把握した段階で、岐阜県緊急消防援助隊受援計画の要請要綱別記【様式1-1】により、速やかに行う。

ウ 市町村長等への連絡

知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、応援要請のあった市町村長及び代表消防機関の長に速やかに連絡する。

(3) 自衛隊

知事は、市町村長の依頼を受け、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動等を実施する部隊の派遣を、陸上自衛隊第35普通科連隊長を経由して同第10師団長に対して要請する。

ア 市町村長の災害派遣要請の依頼

市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう依頼する。

また、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、その旨及び地域に関わる災害の状況を、陸上自衛隊第35普通科連隊長を経由して、陸上自衛隊第10師団長に報告し、知事に対してもその旨を速やかに報告する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(派遣を希望する活動内容)

- ・車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- ・避難者の誘導、輸送等避難の援助
- ・行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- ・堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- ・火災に対し、消防機関と協力しての消火活動
- ・道路又は水路の確保
- ・被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ・救急患者、医師その他救助活動に必要な人員の派遣及び支援物資の緊急輸送
- ・被災者に対する炊飯及び給水
- ・その他知事が必要と認める事項

(エ) その他参考となるべき事項

イ 知事による災害派遣の要請

知事は、上記アの事項を明らかにした要請書により、陸上自衛隊第35普通科連隊長を経由して同第10師団長に対して要請する。

ただし、緊急を要するときは、口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。知事は、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

ウ 市町村長への連絡

知事は、陸上自衛隊第35普通科連隊長から派遣決定の通知を受けたときは、応援要請のあった市町村長に速やかに連絡する。

(4) 知事、県公安委員会からの要請がない場合の出勤

知事からの要請がなくても、防衛大臣又はその指定する者は自衛隊法第83条第2項の規定に基づき自衛隊を、消防庁長官は消防組織法第44条第2項の規定に基づき緊急消防援助隊を派遣できる。

また、警察法第73条第2項の規定に基づき、緊急事態が布告され、必要があるときは、警察庁長官は警察官を派遣できる。

これら要請がない場合の出勤に係る受援計画は要請による場合と同様とする。

なお、緊急消防援助隊については、消防庁「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき、最大震度6強以上の場合、あらかじめ指定された部隊が迅速出勤を行う。

4 応援部隊の活動拠点の確保

(1) 活動拠点の確保

ア 活動拠点の選定

市町村本部は、活動区域における応援部隊の宿泊施設や活動車両の駐車スペース、周辺の臨時離着陸場の有無等を考慮して活動拠点を選定する。

その際には、あらかじめ指定した候補地を中心に、施設の被害状況等に応じて柔軟に検討する。

イ 活動拠点の開設

活動拠点の開設は、原則として応援部隊が行う。

市町村本部は、活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入禁止区域の設定等を依頼するとともに、円滑な開設に協力するものとする。

(2) 開設準備の報告

大規模災害が発生した場合は、市町村本部は所管する活動拠点の活用の可否について調査を行い、県本部（受援対策チーム）にその結果を報告する。

(3) 開設状況の報告【様式2】

大規模災害が発生した場合には、市町村本部は活動拠点の開設について県本部（受援対策チーム）に報告する。

(4) 応援部隊の活動状況の報告

市町村本部は、応援部隊からの報告を受け、応援部隊の活動状況を県本部（受援対策チーム）に報告する。

5 応援部隊を活動拠点へ誘導するための情報提供

(1) 活動拠点等へ進出する応援部隊への情報提供

県本部（受援対策チーム）は、各応援部隊の調整本部又は国の現地対策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）等に対して、活動拠点に関する情報等を提供する。

- ・活動拠点、進出拠点の指定内容
- ・県内の被害概況

また、県支部は、各応援部隊の求めに応じて、各応援部隊に対して現地で情報提供を行う。

(2) 活動拠点等の変更に係る情報提供

応援部隊が活動拠点又は進出拠点への到達が困難となった場合には、県本部（受援対策チーム）は、市町村本部と協議し活動拠点又は進出拠点を変更し、その結果を各応援部隊の調整本部等に対して速やかに報告する。

(3) 活動拠点へ誘導するための情報提供

市町村本部は、被害状況などの災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点へ進出する応援部隊に対して、情報提供等を行う。

ア 応援部隊への活動拠点の指示等

市町村本部は交通誘導班を編成し、進出してきた応援部隊に対して、活動拠点を指示するとともに、必要に応じて、活動拠点への誘導を行う。

誘導方法は、誘導員を主要国道から活動拠点の進入路への交差点、高速道路出口等に配置するものとする。

イ 応援部隊への情報提供

市町村の交通誘導班は、応援部隊に次の事項に関する情報提供を行う。

- ・被害状況
- ・市町村本部、県本部（受援対策チーム）、県支部への連絡方法、連絡先一覧
- ・割り当てた活動拠点
- ・県又は該当市町村からの応援要請事項
- ・応援要請に関する活動拠点周辺の地図
- ・活動拠点までのルート図
- ・その他必要な事項

ウ 応援部隊用地図等の配布

市町村本部は、必要に応じて活動地域に関する地図等を応援部隊に配布する。地図等に盛り込むべき主な内容は、以下のとおりである。

- ・応援部隊の活動区域、活動拠点、野営可能区域
- ・災害拠点病院、救護病院等の位置
- ・臨時離着陸場の位置
- ・その他応援部隊が求める事項

6 応援部隊への支援

市町村本部は、応援部隊の活動拠点に連絡要員を配置し、適宜情報提供を行い、必要に応じて応援部隊への支援を行う。県支部は市町村本部の業務を必要に応じて支援する。

(1) 市町村本部の役割

市町村本部は、応援部隊と連携し、被災地における活動（救助、救出、捜索等）の役割分担、活動地区の分担を調整する。

(2) 県支部の役割

県支部は、現場における市町村本部の調整業務を支援する。

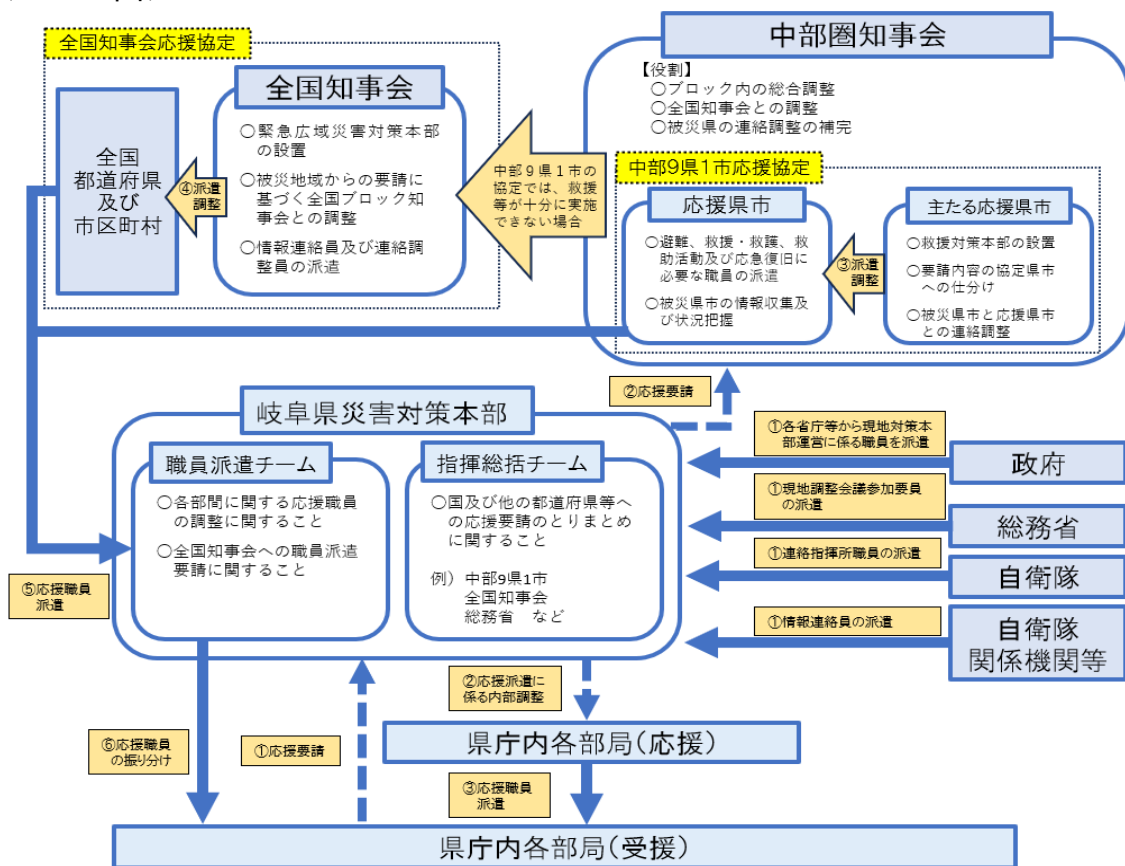
Ⅲ 他都道府県等からの応援職員の受入に関する計画

1 要旨

大規模災害発生時には、県外からの広域的な人的支援が必要となることから、被災市町村の人的資源に関するニーズ把握を始め、受援状況のとりまとめ、応援・受援に関する総合調整など、応援・受援に係る様々な対応が求められる。

このため、災害対策本部指揮総括チーム及び職員派遣チームが中心となり、次のとおり受援体制を整備する。

<フロー図>



2 組織

(1) 構成

他都道府県等からの受援の調整については、県指揮総括チーム及び県職員派遣チームで対応することとする。

なお、組織体制や勤務場所等については、別に定める「岐阜県災害対策マニュアル」によるものとする。

(2) 各チームの担当業務

① 指揮総括チーム

- ・ 国及び他の都道府県への応援要請のとりまとめに関する事
- ・ 中部9県1市との協定に基づく応援、受援の調整に関する事
- ・ 「応急対策職員派遣制度」に基づく対口支援、総括支援の調整に関する事

②職員派遣チーム

- ・ 庁内各部間の応援職員の調整に関すること
- ・ 全国知事会との協定に基づく応援、受援の調整に関すること

(3) 各チームの解散

①指揮総括チーム

災害警戒本部又は災害対策本部を解散したときに、自動的に解散する。

②職員派遣チーム

チーム設置の必要がなくなったときは、指揮総括チームの判断により解散する。

3 災害時に県が受け入れる職員

(1) 国、関係機関及び情報連絡員等

- ・ 政府現地対策本部職員
- ・ 応急対策職員派遣制度による応援職員確保現地調整会議参加職員
- ・ 自衛隊連絡指揮所職員
- ・ 「災害時等の応援に関する協定」(中部9県1市)主たる応援県市職員
- ・ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」幹事県、カバー県職員
- ・ 自衛隊、警察、消防、ライフライン事業者及び関係機関の情報連絡員

(2) その他の業務に係る応援職員

- ・ 「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」による応援職員
- ・ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」による応援職員
- ・ その他都道府県等からの応援の申し出などにより派遣される職員

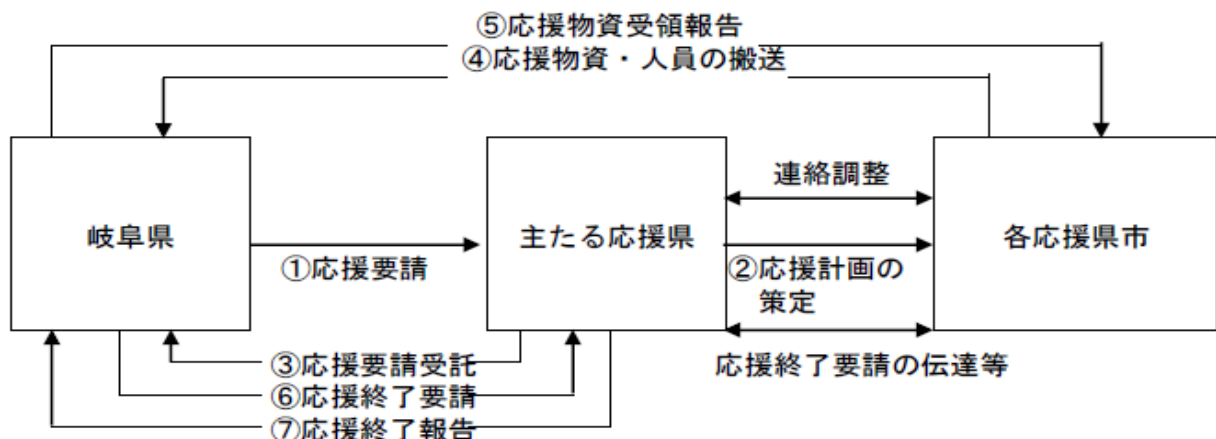
4 大規模災害発生直後の関係機関への要請の手続

令和6年能登半島地震においては、次の手順で応援要請が実施された。
このため、県においてもその手順を踏まえながら次の通り整理する。

(1) 中部9県1市「災害時等の応援に関する協定」に基づく、主たる応援県への応援要請

知事が必要と認めるときは、県本部(指揮総括チーム)が「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、主たる応援県市に対して人員の派遣を要請する。

中部9県1市における「災害時の応援に関する協定(H19.7.26)」に基づく応援手続きの流れ



○岐阜県が被災した場合の主たる応援県応援順位及び関係機関連絡先

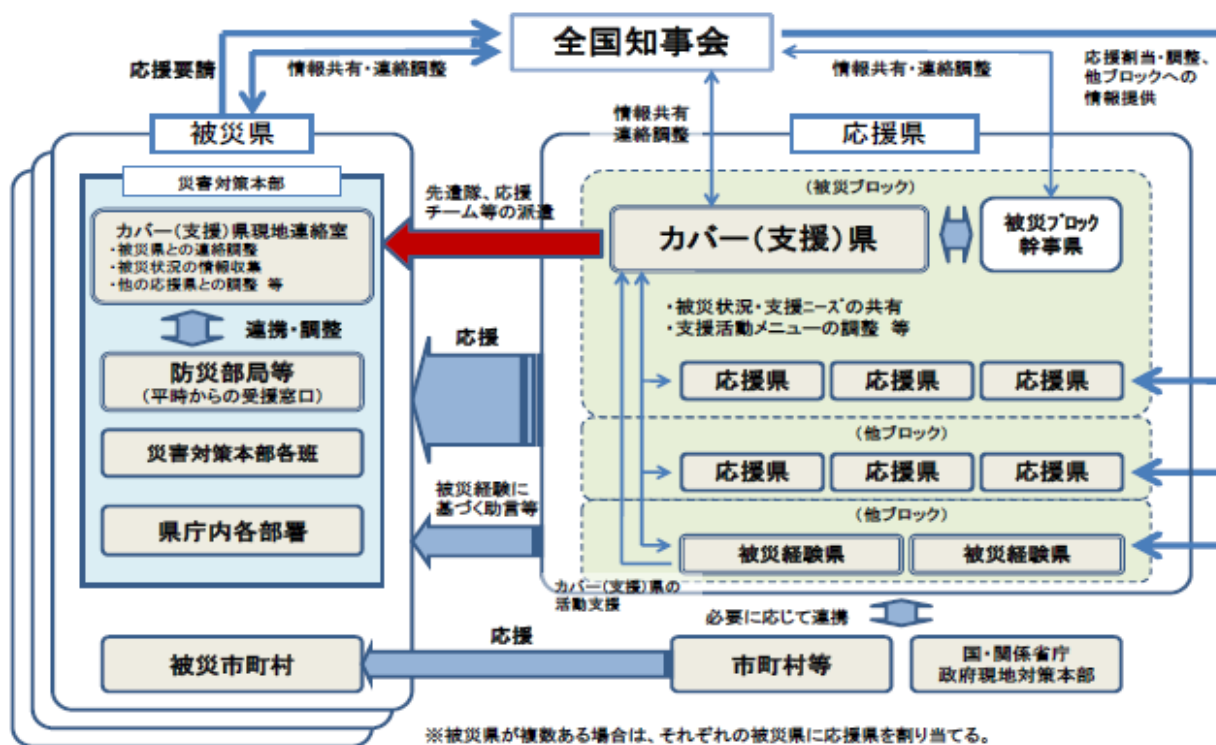
順位	主たる 応援県市	担当部局	連絡先		
			電話	FAX	Eメール
1	愛知県	防災部局 災害対策課	052-954-6193	052-954-6912	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp
2	三重県	防災対策部 災害対策課	059-224-2189	059-224-2199	staisaku@pref.mie.lg.jp
3	富山県	知事政策局 防災・危機管理課	076-444-3187	076-432-0657	abosaikikikanri@pref.toyama.lg.jp

※太平洋側の複数県が被災した場合は、上記によらず別途調整する。

(2) 中部9県1市災害時応援協定では十分に救援等が実施できない場合、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく、全国知事会への応援要請

知事が必要と認めるときは、県本部（職員派遣チーム）が「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、中部圏知事会の幹事県に対して、人的支援、施設もしくは業務の提供等を要請する。

カバー（支援）県体制を基礎とした全国知事会・広域応援協定における対口支援



(3) 県内市町村による応援派遣では災害対応が困難な場合、応急対策職員派遣制度に基づく、総務省及び中部圏知事会幹事県への応援要請

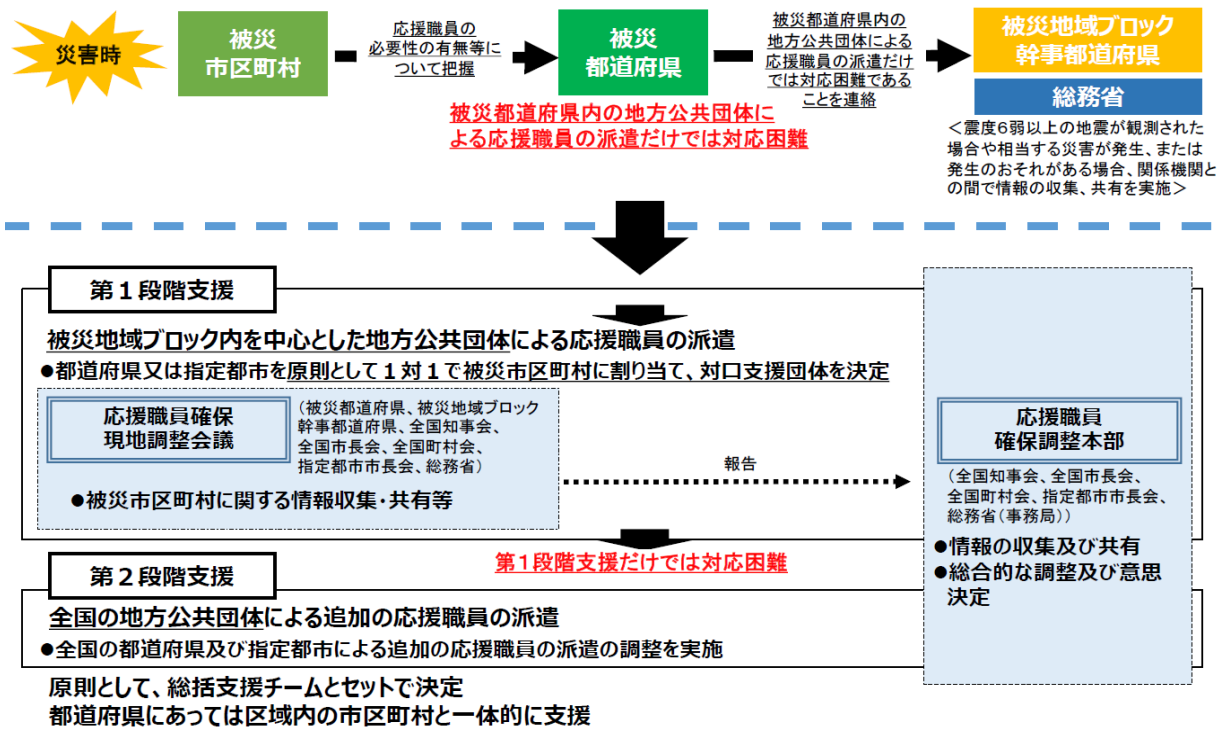
①被災地域ブロック内を中心とした応援職員の派遣（第1段階支援）

知事が必要と認めるときは、県本部（指揮総括チーム）は、中部圏知事会の幹事県を通じて、中部ブロック内の県に応援職員を派遣するよう依頼する。

②全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

中部ブロック内の県による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合には、確保調整本部に対し全国の地方公共団体による応援職員の派遣が必要な旨連絡する。

○応急対策職員派遣制度の支援までの流れ



5 受入れが想定される業務

大規模災害発生直後に他都道府県職員等による人的応援の受入れが想定される業務及び担当部局は、概ね次のとおりである。

(参考) 令和6年能登半島地震や平成28年熊本地震等で短期派遣が行われた業務

業務内容	担当部局
災害対策本部の支援に関する事	危機管理部
災害救助法に関する事	
避難所及び避難者（在宅の避難者を含む。）の把握及び応急対策に関する事	
避難所の運営等の応援に関する事	
被災者生活再建支援に関する事	
市町村の行政機能回復のための支援に関する事	
所在不明者の相談に関する事	
空間線量率及び降下物の放射性物質濃度の測定等に関する事	環境エネルギー生活部
災害廃棄物の処理に関する事	
災害廃棄物仮置場での分別指導に関する事	
災害廃棄物の処理委託に関する事	
災害廃棄物の国庫補助事務に関する事	
被災地復旧に係るコールセンターに関する事	健康福祉部
医療・保健活動に係る被災地支援事務に関する事	
被災者に対する健康相談、健康調査、スクリーニング及び保健指導等に関する事	
被災した要援護高齢者の把握及び応急対策に関する事	
被災した障がい者の把握及び応急対策に関する事	

公衆衛生に関すること	健康福祉部
動物の救護や管理に関すること	
生活困窮者、生活保護受給者の相談に関すること	
ボランティアの調整に関すること	子ども・女性部
被災した妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること	
災害遺児対策に関すること	農政部
物資の供給に関すること	
農地等の被災確認、災害査定に関すること	林政部
山林等の被災確認、治山関係の災害復旧等事業に係る調査・統計・関係資料の作成に関すること	
林道の災害査定に係る調査や設計、関係資料の作成に関すること	
災害復旧に係る工事の設計や発注、現場管理に関すること	県土整備部
道路や堤防等の被災箇所の現地調査や土砂災害警戒区域等の緊急点検に関すること	
道路や堤防等の災害査定に係る調査や設計、関係資料の作成に関すること	
災害復旧に係る工事の設計や発注、現場管理に関すること	都市建築部
応急仮設住宅の建設及び修理に関すること	
みなし仮設審査、応急仮設契約に関すること	
応急対策（仮設校舎を含む）の設計、施工に関すること	
国庫補助事業計画及び被災度区分判定（復旧方法検討）のための調査業務・進行管理に関すること	
建築物の応急危険度判定活動に関すること	教育委員会
学習支援業務に関すること	
教育について地域や関係機関との連携業務に関すること	
カウンセリング等による児童等の心のケアに関すること	

6 応援職員の執務場所の確保

(1) 国、関係機関の情報連絡員等

- ・全国知事会、自衛隊、県警、ライフライン事業者等の情報連絡員については、県庁5階の災害情報集約センター又は緊急対策チーム員室を執務場所とする。
※フロア図については、別に定める「岐阜県災害対策マニュアル」を参照。
- ・政府現地対策本部及び自衛隊連絡指揮所については、管財課と調整の上、下記の場所に設置する。

設置場所	機関名
県庁 行政棟 3階会議室	政府現地対策本部
県庁 行政棟 1階ミナモホール	自衛隊連絡指揮所

(2) その他の業務に係る応援職員

- ・応援職員を受け入れる所属においては、受援対象業務ごとに応援職員の活動に必要なスペースを検討し、確保する。

7 資機材・備品等の提供

応援職員を受け入れる所属においては、必要に応じて活動に必要なPC、事務用品及び資機材を供与する。

(参考) 熊本地震の際に不足した事務機器等

分類	品目
事務用品・機器	机、椅子、ホワイトボード、PC、プリンタ、コピー機、事務消耗品（コピー用紙、ファイル等）等
通信機器	電話、携帯電話、FAX等

8 宿泊場所の紹介・あっせん

応援職員の宿泊場所の確保について、応援側での対応を基本とするものの、県本部（職員派遣チーム）は必要に応じて宿泊場所を紹介、あっせんする。

なお、被害状況により宿泊場所の確保が困難な場合は、公共施設や庁舎等の会議室の提供を検討する。

(参考) 能登半島地震では、宿泊施設に加え、生徒が避難した学校の学生寮や青少年自然の家などが活用された。

9 女性職員への配慮

応援派遣される女性職員に配慮し、男女別の更衣室やトイレ等を確保すること。

また、宿泊場所の確保又はあっせんにあたっては、施錠可能な個室があり、男性及び女性職員の生活スペースの区別が可能な場所を選定すること。

10 応援職員への情報提供

応援職員の派遣が決定したとき、県本部（職員派遣チーム）は、派遣される職員に被災地周辺の交通状況、最適な進入ルート等の情報提供を行う。

11 費用負担

応援に関する費用負担については、法令及び「災害時等の応援に関する協定」（中部9県1市）等によるものとする。

IV 市町村への応援職員の派遣に関する計画

1 要旨

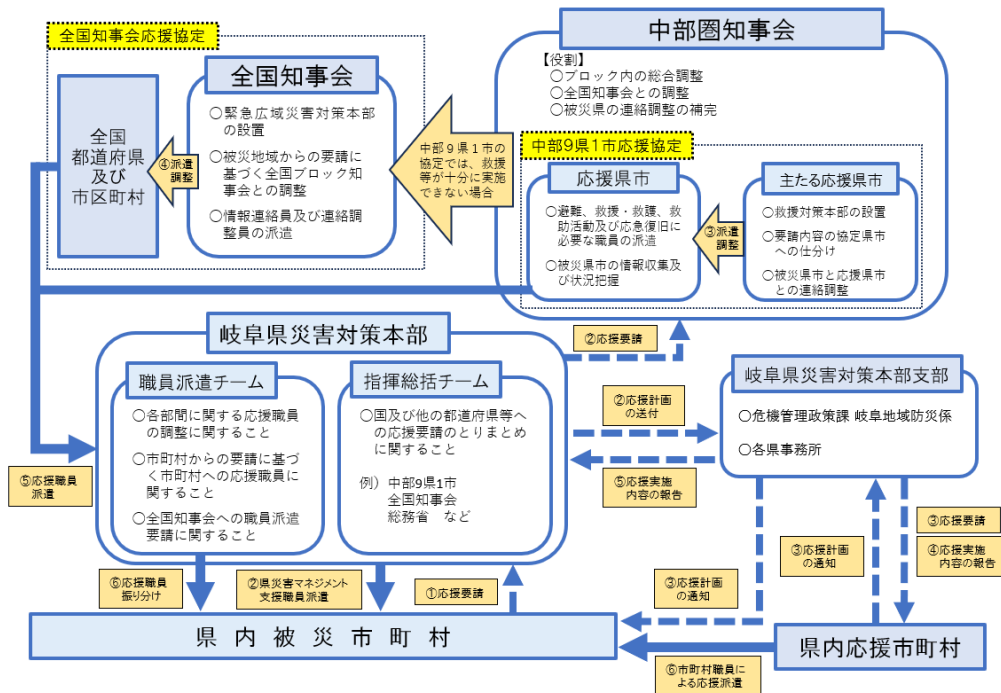
大規模災害時に被災市町村だけでは災害対応が困難な場合に、県及び県内市町村から被災市町村へ応援職員を派遣する。

なお、県内市町村だけでは応援が不十分な場合は、中部9県1市や全国知事会との協定及び総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等を踏まえ、関係機関から応援を受ける。

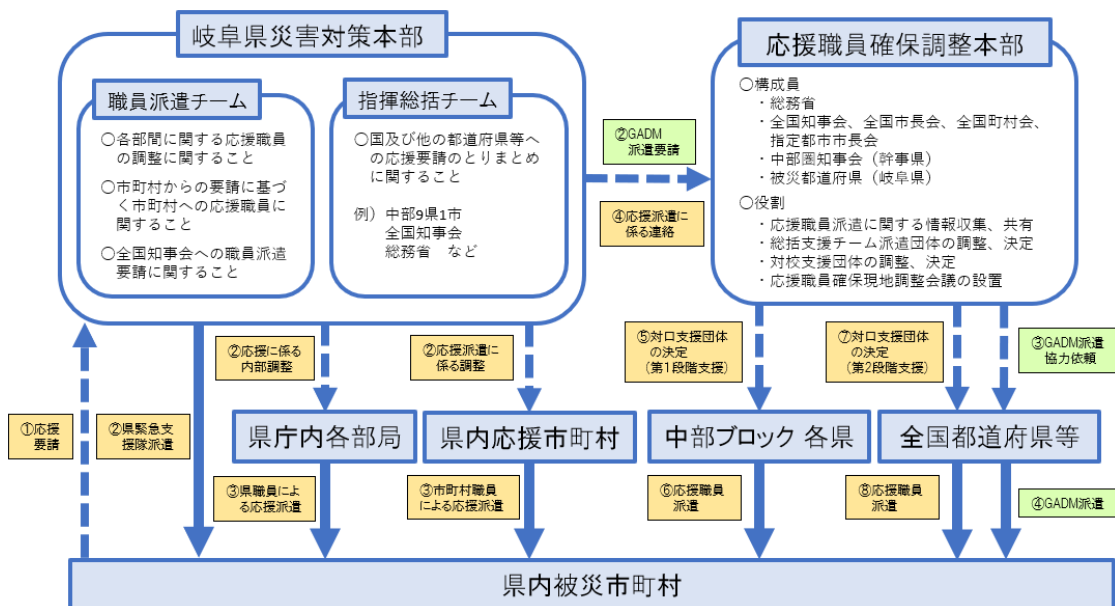
このような市町村への応援を円滑に行うため、あらかじめ応援調整を行う部局を明確化するとともに基本的な枠組みを定めておく必要がある。

<フロー図>

○県内市町村、中部9県1市、全国知事会との協定に基づくスキーム



○応急対策職員派遣制度等に基づくスキーム



2 組織

(1) 構成

県内市町村への応援の調整については、県指揮総括チーム及び県職員派遣チームで対応することとする。

(2) 各チームの担当業務

①指揮総括チーム

- ・国及び他の都道府県への応援要請のとりまとめに関すること
- ・中部9県1市との協定に基づく応援、受援の調整に関すること
- ・「応急対策職員派遣制度」に基づく対口支援、総括支援の調整に関すること

②職員派遣チーム

- ・庁内各部署間の応援職員の調整に関すること
- ・全国知事会との協定に基づく応援、受援の調整に関すること
- ・市町村からの要請に基づく市町村への応援職員に関すること
- ・市町村間の相互応援の調整に関すること

(3) 各チームの解散

①指揮総括チーム

災害警戒本部又は災害対策本部を解散したときに、自動的に解散する。

②職員派遣チーム

チーム設置の必要がなくなったときは、指揮総括チームの判断により解散する。

3 災害時に市町村へ派遣する職員

(1) 県情報連絡員等

- ・県災害対策本部支部情報連絡員
- ・「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」による応援市町村情報収集要員

(2) 災害マネジメントを支援する職員

- ・応急対策職員派遣制度による総括支援チーム職員（GADM）
- ・県災害マネジメント支援職員

(3) その他の業務に係る応援職員

- ・「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」による応援職員
- ・「災害時等の応援に関する協定」（中部9県1市）による応援職員
- ・「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」による応援職員
- ・応急対策職員派遣制度による対口支援職員
- ・県本庁各部及び支部による緊急支援隊職員
- ・その他都道府県等からの応援の申し出などにより派遣される職員

4 大規模災害発生直後の関係機関への要請の手続

(1) 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

①災害マネジメント支援職員の派遣

県本部（職員派遣チーム）は、被災市町村から、災害対策本部機能の著しい低下により災害対策全般に関する支援要請があった場合には、知事の決定により、災害マネジメント支援職員を派遣する。

なお、支援職員の派遣は、「災害マネジメント支援職員の派遣に関する要綱」に基づき実施する。

②その他の業務に係る職員の派遣

県本部（職員派遣チーム）は、県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い速やかに県支部と連絡調整の上、応援計画を作成する。

なお、応援計画は、被災市町村及び応援を実施する市町村に県支部を経由して通知し、通知を受けた応援市町村は、当該通知に従い応援を実施する。

(2) 災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）

知事が必要と認めるときは、県本部（指揮総括チーム）が「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、主たる応援県市に対して人員の派遣を要請する。

(3) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）

前項の中部9県1市との協定に基づく支援では十分な救援等の対策が実施できない場合に、知事が必要と認めるときは、県本部（職員派遣チーム）が「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、中部圏知事会の幹事県に対して、人的支援、施設もしくは業務の提供等を要請する。

(4) 応急対策職員派遣制度

県内市町村による応援職員の派遣では、十分な災害対応業務が実施できない場合は、以下のとおり国による広域応援を要請する。

- ・被災地域ブロック内を中心とした応援職員の派遣（第1段階支援）
- ・全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）
- ・総括支援チームの派遣

V 物資の受援に関する計画

1 要旨

(1) 災害時の物資調達・供給に係る基本方針

災害時の物資の調達・供給は、岐阜県地域防災計画（第二章 災害予防）に規定する備蓄に関する役割分担、備蓄方針に基づき実施する。

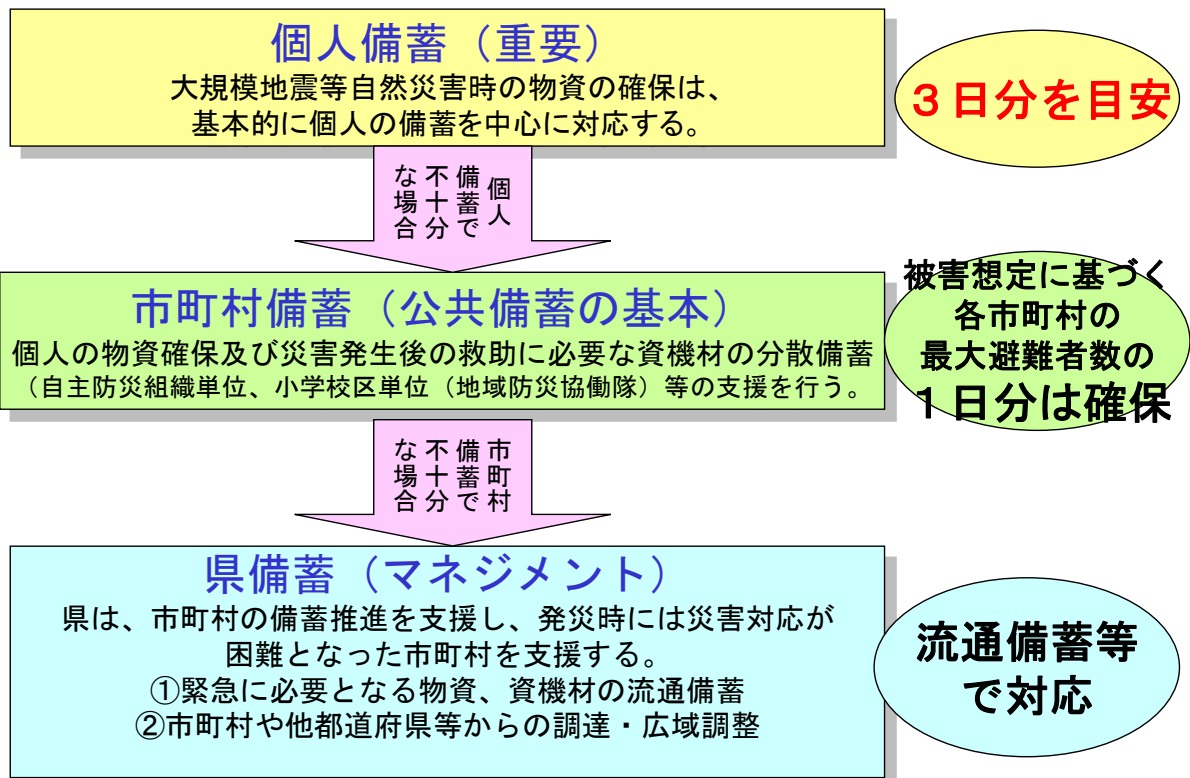
災害時に必要となる物資は、「岐阜県災害時物資支援方針（岐阜県総合備蓄計画）」を基本とし、平常時から「自らの命は自ら守る」の精神で、県民一人ひとりが自分自身と家族の3日分程度の備蓄をし、備えることとする。（大規模災害時には、1週間程度の備蓄が望ましいとされている。）

ただし、大規模災害時において、家屋の浸水、倒壊など避難の長期化により、個人の備蓄だけでは必要量を満たせない場合は、市町村があらかじめ備蓄を行い、発災後、物資が不足している県民に対して、物資を供給する。

さらに、不足する物資がある場合、県は、支援物資を協定締結事業者や国等から調達する。

この際、市町村のニーズに基づかない個人等による物資は、義援物資として取り扱う。

岐阜県の物資供給の考え方 (県民、市町村、県の備蓄の役割分担)



(2) 物資の調達・供給概要について

「プル型」の物資支援を基本としつつ、必要な場合は、国からの「プッシュ型」物資支援を有効に活用

大規模災害時に市町村単独で物資供給が困難又は不十分な場合、県が広域応援のためのマネジメントを担う。

県は、被災地（市町村）のニーズに応じて物資を供給する「プル型」の物資支援を基本とするが、発災初期など、被災地のニーズ情報が得られない場合には、国の「プッシュ型」物資支援を受け入れ、物資の調達・供給を行う。

この際、県は、努めて早期に「プル型」の物資支援へ移行する。

	定 義
プル型物資支援	支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援
プッシュ型物資支援	支援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき、緊急に物資を供給する物資支援（発災初期での活用を想定）

○「プル型」の物資調達・供給

- ・ 県は、市町村から具体的な物資の必要量を把握し、物資を調達・供給する。
- ・ 市町村から要請のあった物資は、関係機関や事業者等と締結する応援協定、県・市町村（「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」）又は中部9県1市（「災害時等の応援に関する協定」）の相互応援協定に基づき、調達する。
- ・ また、中部9県1市の相互応援協定では十分に実施できない場合は、全国都道府県との相互応援協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」）に基づき、物資を調達する。
- ・ 県は、全国都道府県との相互応援協定に基づいても物資が不足する場合には、国（各省庁、現地対策本部が設置されている場合は現地対策本部）から物資を調達する。
- ・ 県は、これらにより「プル型」を基本とした物資調達・供給を実施する。

○「プッシュ型」の物資調達・供給

- ・ 大規模災害発災当初は、被災市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、県及び市町村では、必要な物資量を迅速に把握することは困難であることも想定される。
- ・ このため、国は、県からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、物資を緊急輸送する。
- ・ この際、県は、努めて最適な物資量の調達を行うため、被害想定調査結果を基に定める必要物資量の配分計画により、国と物資量を調整する。
- ・ 「プッシュ型」物資支援が実施された場合においても、県は、市町村において、被災地のニーズ把握が可能となった段階には、できる限り早期に「プル型」物資支援に切り替える。

(3) 市町村への物資輸送について

- ・県は、市町村のニーズに応じて調達した物資及び国等から受入れた物資を市町村へ輸送する。なお、「プッシュ型」の物資を受け入れた際には、被災者数により、市町村毎の供給量を調整し、物資を輸送する。
- ・県は、市町村の物資受入体制を確認するなど、市町村と調整した上で、物資を輸送することにより、被災地で物資が滞留することのないよう配慮する。

(4) 物資拠点の機能強化について

- ・県は、本計画資料編に記載する広域物資輸送拠点に求められる施設基準を満たし、災害時に円滑かつ継続的な物資集積・輸送を可能とするため、施設の整備に努め、機能の強化を図るものとする。
- ・県及び市町村は、必要に応じて民間物流事業者等の施設の活用を図るなどして、物資拠点の機能強化を図るものとする。

2 「プル型」支援を基本とした物資調達・供給

(1) 物資の調達手順

県本部（食料物資チーム）は、市町村本部からの要請に基づく「プル型」の物資支援を基本とし、以下の手順により、大規模災害発生時における物資調達を実施する。

ア 県民は、自ら備蓄した物資等により生活を維持する（下図中①）。

イ 市町村本部は、市町村が備蓄している物資を住民に提供する（下図中②）。

ウ 市町村本部は、各市町村が協定を締結している県内の民間業者等に対して、物資の供給を要請する（下図中③）。

エ 市町村本部は、上記ア～ウによっても物資が不足する場合は、原則県本部（食料物資チーム）に対して、調達を要請する。【様式3】

オ 県本部（食料物資チーム）は、県が協定を締結している県内の民間業者等から物資を調達する（下図中④）。

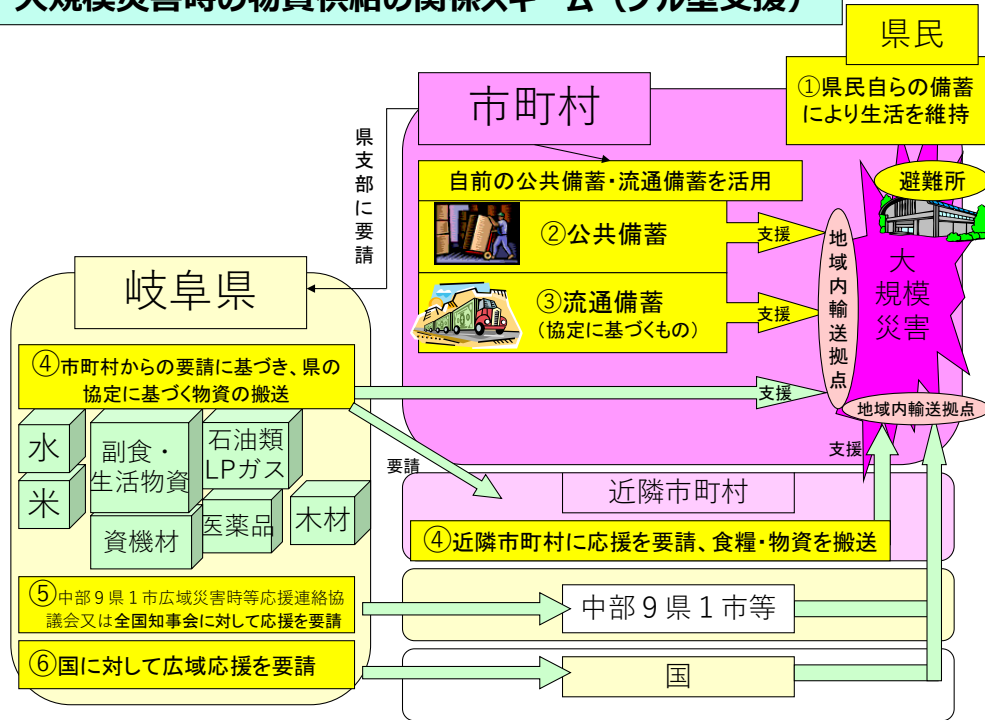
カ 県本部（指揮総括チーム、食料物資チーム）は、幹事県を通じて中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会又は全国知事会（「災害時等の応援に関する協定書」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」にもとづく応援要請）に対して、応援を要請する（下図中⑤）。

キ 県本部（指揮総括チーム、食料物資チーム）は、国に対して広域応援を要請する（下図中⑥）。

- ・県と市町村間及び市町村相互の応援については「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」（平成30年3月26日締結）による。

- ・飲料水に関する県・市町村間の相互応援については、「岐阜県水道災害相互応援協定」（平成9年4月1日施行）に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画による。

大規模災害時の物資供給の関係スキーム（プル型支援）



(2) 物資調達と輸送の流れ

上記ア～ウによっても物資が不足する場合に、市町村が県へ物資調達・供給を要請する際の具体的な手順は、以下のとおりである。

ア 地域内輸送拠点の開設

市町村本部は、あらかじめ定めた地域内輸送拠点の被災状況を確認し、開設を決定する。

※地域内輸送拠点の使用困難な場合等の対応

地域内輸送拠点の使用困難であり、当該市町村に代替施設が無い場合又は市町村本部で拠点の運営が困難な場合、県本部（受援対策チーム、食料物資チーム）は、市町村本部と調整し、以下のとおり、他の拠点の活用を検討し、地域内輸送拠点の代替施設の開設を決定する。

・ 広域物資輸送拠点の活用

県広域防災拠点の中から市町村の代替施設として、広域物資輸送拠点の開設を検討する。なお、この場合の運営は、原則当該市町村が行い、運営が困難な場合は、県へ応援を要請する。

・ 他市町村の地域内輸送拠点の活用

県広域防災拠点の活用よりも、他の市町村が開設した地域内輸送拠点を活用する方が、効率的な物資輸送が可能な場合には、県本部（受援対策チーム、食料物資チーム）は、当該市町村と協議し、地域内輸送拠点の活用を検討する。

活用することを決定した場合、地域内輸送拠点の運営は、市町村間で協議し決定するものとする。

イ 地域輸送拠点内の運営

市町村本部は、開設した地域内輸送拠点に職員や物資輸送業者などを派遣し、拠点の運営を行うとともに、開設したことを県本部（食料物資チーム）へ報告する。【様式2】
報告を受けた県本部（食料物資チーム）は、地域内輸送拠点の開設状況を県支部へ伝達する。

市町村本部は、地域内輸送拠点の運営が困難な場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づき、県へ応援を要請する。

ウ 調達を必要とする物資の把握

（ア）市町村本部

市町村本部は、市町村内で不足している（または、その見込みのある）物資の量を把握し、県本部（食料物資チーム）に報告する。【様式3】

（イ）県本部（食料物資チーム）

県本部（食料物資チーム）は、市町村本部からの物資の調達要請を受け付け、品目別の数量を集約する。市町村本部からの要請は、原則1日1回、時間を決めて集約することとする。

エ 物資の調達

（ア）供給の要請

県本部（食料物資チーム）は、県の協定締結事業者、中部9県1市や全国知事会のブロック幹事県又は応援県市、国に対して、必要とする品目、数量及び輸送先を示し（原則、市町村が指定する地域内輸送拠点）、物資の供給を要請する。

中部9県1市等による支援物資など、地域内輸送拠点へ物資を輸送することが困難な場合や市町村が地域内輸送拠点を開設することが困難な場合は、広域物資輸送拠点で物資の受入を行うこととする。

（イ）配分計画の決定

県本部（食料物資チーム）は、各調達先から供給可能な物資量等を把握し、避難者数に応じた物資の配分量を定め、地域内輸送拠点ごとの配分計画を決定し、その結果を市町村本部及び県支部に連絡するとともに、必要な調整を行う。

オ 地域内輸送拠点への輸送

県本部（食料物資チーム）は、協定締結事業者との支援物資の調達及び輸送に関する協定に基づき、市町村が開設した地域内輸送拠点等へ物資を輸送する。

協定締結事業者による輸送が困難な場合、中部9県1市等による支援物資など、地域内輸送拠点へ物資を輸送することが困難な場合には、県本部（食料物資チーム）は、（一社）岐阜県トラック協会（以下「岐阜県トラック協会」という。）に対して、物資の輸送を要請する。

岐阜県トラック協会による輸送が困難な場合は、ヘリコプターを併用して物資を輸送する。臨時離着陸場については、I「基本的な事項」6（4）「臨時離着陸場の開設等」による。

カ 地域内輸送拠点から避難所等への輸送

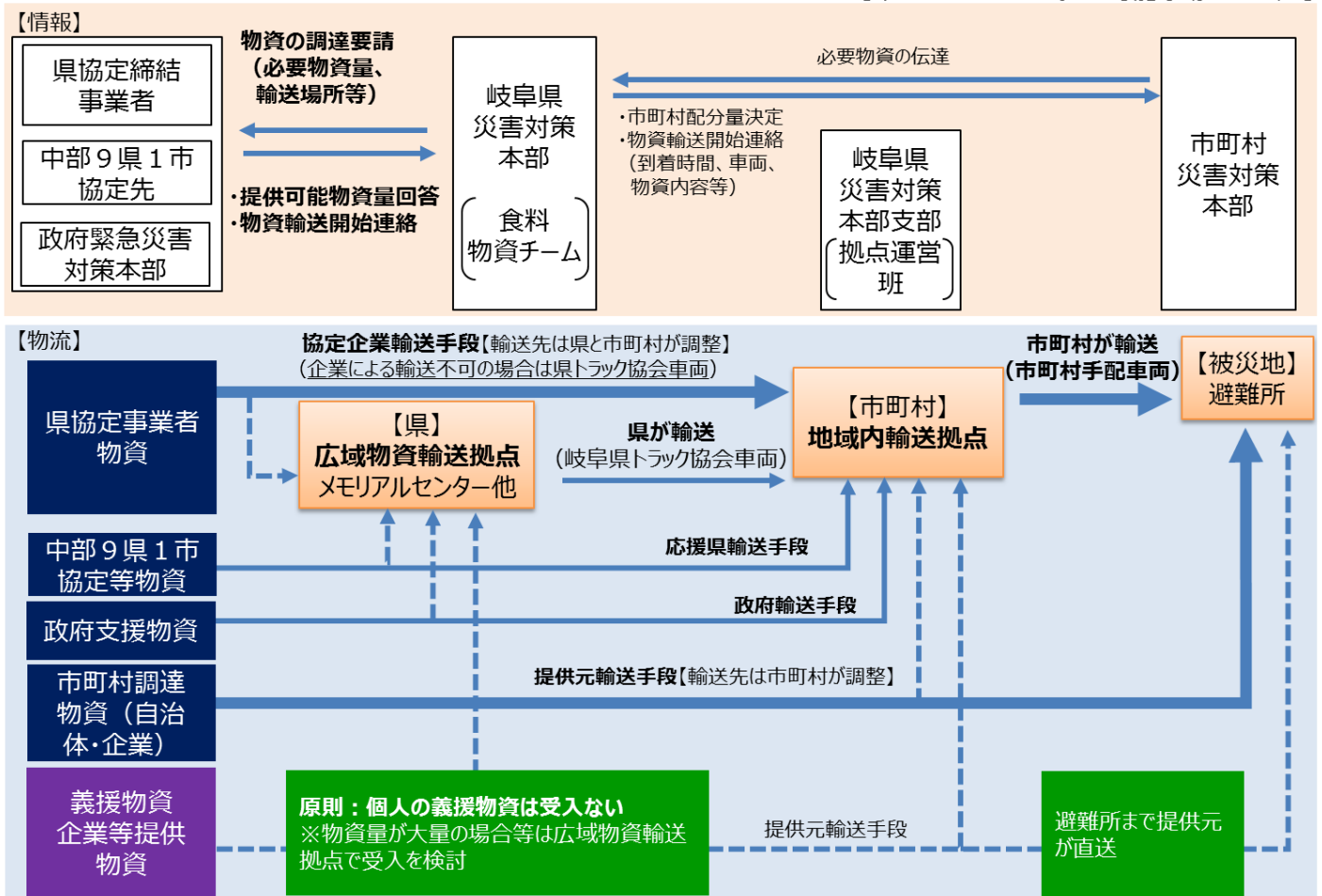
市町村本部は、配分された物資を協定締結事業者など、あらかじめ定めた輸送手段により、地域内輸送拠点から当該市町村の避難所等に輸送し、被災者へ配布する。

なお、被害状況により地域内輸送拠点から避難所等への輸送が困難な場合には、市町村本部は、県本部（食料物資チーム）に対し、輸送を要請することができる。

県本部（食料物資チーム）は、岐阜県トラック協会や物資輸送業者、自衛隊等に支援を要請する。

岐阜県におけるプル型支援物資調達と輸送の流れ

【市町村ニーズの把握が可能な場合を想定】



3 「プッシュ型」支援における物資調達・供給

大規模災害発災当初は、被災市町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、県及び市町村では、必要な物資量を迅速に把握することは困難であることも想定される。

この場合、国は、被災地からの要請を待たず迅速に支援物資を被災地に届けるプッシュ型の物資支援を決定し、実施する。

国のプッシュ型支援が決定された場合、県は、支援物資を円滑に受入れる体制づくりを早期に確立し、速やかに被災地に輸送する必要がある。

県は、国の応急対策活動計画を基本にして、発災後の経過時間に応じた応急活動の目安を設け、これに沿って、関係機関と連携をとりながら、迅速かつ効率的に活動を行うものとする。

経過時間は、あくまでも活動を進めるにあたっての目安であり、実際には、支援物資が発災直後に県へ輸送される場合もあることから、発災時間や被害状況に応じて実施することとなる。

(1) プッシュ型支援の概要

災害による被災市町村の行政機能の低下など被害状況によっては、国、県、市町村及び防災関係機関が一体となって避難所までの物資輸送の最適化を図るよう努める。

ア 国（緊急災害対策本部・現地対策本部）の役割と活動手順

(ア) 役割

- ・プッシュ型の物資調達及びプル型の物資調達に係る総合調整
- ・物資関係省庁又は県からの要請に基づき、国土交通省を通じた民間物流事業者に対する支援物資の輸送依頼

(イ) 活動手順

- ①大規模災害発生後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型の物資支援を決定し、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び消防庁に対して、供給可能物資量を確認する。
- ②緊急災害対策本部（または現地対策本部）は、広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を県本部（食料物資チーム）に伝達する。
- ③緊急災害対策本部（または現地対策本部）は、被害状況に応じ、県本部（食料物資チーム）と調整の上、物資の必要量を算出する。県本部は、物資量の調整にあたり、あらかじめ県の被害想定等により定めた「物資の被害想定毎の配分計画」（資料編4）を活用する。
- ④緊急災害対策本部（または現地対策本部）は、調達した物資の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定日時等について県本部（食料物資チーム）に情報共有する。
- ⑤国は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、FAX等の代替手段により対応する。

イ 県（県本部・県支部）の役割と活動手順

(ア) 役割

- ・国との物資調達及び輸送に係る調整（食料物資チーム）
- ・広域物資輸送拠点の運営（拠点運営班(県支部)）
- ・地域内輸送拠点への支援物資輸送（食料物資チーム）
- ・プル型支援への切替え検討（食料物資チーム）
- ・被災地のニーズ情報の収集（食料物資チーム）

(イ) 活動手順

- ①県本部（食料物資チーム）は、広域物資輸送拠点の被害状況を施設管理部局より情報収集・集約する。

- ②県本部（食料物資チーム）は、集約した拠点及び拠点周辺の被害状況を基に、開設する広域物資輸送拠点を決定するとともに、拠点施設の管理者に対して開設の要請を行う。また、開設する拠点を運営する県支部を指定するとともに、必要に応じ、他の支部や本庁の「緊急支援隊」から職員を派遣するなど、拠点の運営を支援する。
- ③県本部（食料物資チーム）は、広域物資輸送拠点の開設決定を、緊急災害対策本部（または現地対策本部）に報告する。加えて、市町村本部に対しても、広域物資輸送拠点開設を連絡する。
- ④拠点運営班（県支部）は、広域物資輸送拠点を運営する。
- ⑤県本部（食料物資チーム）は、物資の支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、FAX等の代替手段により対応する。
- ⑥県本部（食料物資チーム）は、拠点運営班（県支部）と連携し広域物資輸送拠点にて集積した支援物資の在庫管理を行い、地域内輸送拠点へ輸送する。
- ⑦県本部（食料物資チーム）は、市町村本部に対して、避難所からの支援物資のニーズ集約が可能であるか、地域内輸送拠点が利用可能であるか確認し、順次、プル型支援に移行する。
- ⑧プッシュ型支援を実施する中でも、ニーズ把握が可能な市町村がある場合は、プル型支援時と同様に、以下の物資調達先へ物資の調達を要請する。
 - ・協定締結事業者に対する物資調達（食料物資チーム）
 - ・中部9県1市等に対する応援要請（指揮総括チーム、食料物資チーム）
 - ・国に対する応援要請（指揮総括チーム、食料物資チーム）

ウ 市町村（市町村本部）の活動

（ア）役割

- ・県との物資調達及び輸送に係る調整
- ・地域内輸送拠点の運営
- ・避難所への支援物資輸送
- ・被災者、ニーズ情報の把握

（イ）活動手順

- ①市町村本部は、地域内輸送拠点及びその周辺の被害状況を収集し、県本部（食料物資チーム）に対して報告する。
- ②市町村本部は、地域内輸送拠点が利用可能である場合、施設管理者の協力の下、拠点を開設し、県本部（食料物資チーム）に対して報告する。報告の際、地域内の避難所からの支援物資に対するニーズ収集・集約の可否についても報告する。
- ③市町村本部は、県から地域内輸送拠点へ輸送された支援物資を避難所等へ輸送する。

（2）受援体制の構築（発災直後）

ア 職員の参集・必要資機材の準備

県本部（食料物資チーム）及び拠点運営班（県支部）の職員は、プッシュ型支援物資を迅速かつ効率的に被災地へ輸送するため、県本部又は県支部に参集し、被災状況を把握し、関係機関との連絡調整や必要資機材の準備等を開始する。職員の参集ルールは、「岐阜県災害対策マニュアル」による。

協定に基づく、物流関係団体についても、県からの派遣要請に備え事務所等へ参集するなど体制を構築する。

イ 広域物資輸送拠点及び周辺の被害確認

県本部（受援対策チーム、食料物資チーム）は、施設管理部局の報告を受け、発災直後より広域物資輸送拠点及び周辺の被害状況について情報を集約する。

（3）物資拠点の開設（発災から24時間以内）

ア 広域物資輸送拠点開設の基本方針

①県本部（食料物資チーム）は、震度5強以下の市町村に所在する施設から開設する広域物資輸送拠点を選定することを基本とするが、震度6弱であっても、施設の被害状況等を勘案して開設の可否を決定する。

震度6強以上の市町村に所在する施設は、原則として使用しない。

開設する広域物資輸送拠点は、必要に応じて複数指定するが、必要最小数とする。

その他、指定避難所又は指定緊急避難場所に指定されている施設が避難所等として使用されている場合は、原則として広域物資輸送拠点として開設しない。

②県本部（食料物資チーム）は、県内全域が被災し、県内の広域物資輸送拠点が使用不可能となる場合等は、中部運輸局の協力を得て、民間物資拠点等を広域物資輸送拠点として開設する。開設にあたっては、県職員を派遣する等、県としても万全の支援策を講じる。

岐阜県トラック協会及び東海倉庫協会は、民間物流事業者のトラックターミナルや営業倉庫等の被害状況を確認し、支援物資の受け入れ可能施設をあらかじめ把握する。

イ 広域物資輸送拠点開設の検討・決定

①広域物資輸送拠点開設の検討・決定にあたっては、拠点及び周辺の被害状況の他、以下の点にも考慮する。

- ・広域物資輸送拠点に対して拠点運営班（県支部）を担う職員や要員を派遣できるか
- ・電気や通信、上下水道等の社会インフラは被災を免れているか
- ・県内外において、拠点に繋がる道路や橋に被害は無い
- ・拠点周辺に大規模な火災や建物倒壊などが無い

②県本部（食料物資チーム）は、広域物資輸送拠点の開設にあたって、施設管理部局に協力を要請するとともに、拠点運営班（県支部）に対し、拠点運営のための準備を要請する。

③県本部（食料物資チーム）は、開設を決定した広域物資輸送拠点について、緊急災害対策本部（または現地対策本部）に対して報告する。加えて、市町村本部に対しても、広域物資輸送拠点開設を連絡する。

ウ 地域内輸送拠点の開設

市町村本部は、あらかじめ指定した地域内輸送拠点から、被害状況等を勘案し、開設する地域内輸送拠点を選定し、県本部（食料物資チーム）へ報告する。【様式2】

報告を受けた県本部（食料物資チーム）は、地域内輸送拠点の開設状況を県支部へ伝達する。

県本部（食料物資チーム）は、被災地の交通情報を把握した上で、地域内輸送拠点への輸

送ルートを検討する。

なお、地域内輸送拠点が使用困難な場合は、プル型支援における手順と同様に、広域物資輸送拠点等の活用を検討する。

(4) 物資の受入（発災から48時間以内）

ア 輸送トラック進入ルートの確保

①県本部（食料物資チーム）は、広域物資輸送拠点への輸送トラックの進入に備え、緊急災害対策本部（または現地対策本部）に対して、次の事項を確認する。

- ・手配された輸送トラックの車両番号や大きさ
- ・輸送する支援物資の品目と量
- ・到着予定日時 等

②拠点運営班（県支部）は、拠点の被害状況を把握し、輸送トラックの進入ルートを確保する。必要に応じて、施設管理職員の協力の下、拠点に駐車している車両の移動を要請する。

③県本部（食料物資チーム）は、確保した拠点内への進入ルートについて、緊急災害対策本部（または現地対策本部）にメールやFAX等を活用して共有する。

④拠点運営班（県支部）は、誘導担当者を配置し、敷地内における輸送トラックを誘導する。

イ 物資の受入

拠点運営班（県支部）は、国から輸送された支援物資の受け入れを行う。受入れにあたっては、検品・仕分けを行い、広域物資輸送拠点内の物資集積場所に、効率的な在庫管理や荷さばきが出来よう配置に考慮し、品目ごとに保管する。

市町村本部は、開設した地域内輸送拠点における物資の保管場所、配置等に考慮し、物資の受入に備える。

(5) 物資の輸送（発災から72時間以内）

ア 物資輸送手段の確保

県本部（食料物資チーム）は、岐阜県トラック協会との協定に基づき、広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点までの緊急物資輸送に利用するトラックを確保する。

トラックの手配にあたり、県本部（食料物資チーム）は、地域内輸送拠点周辺の被害状況、拠点に進入できる車両の大きさ、物資の品名及び数量などトラック確保に必要な情報も合わせて伝える。

岐阜県トラック協会による輸送が困難な場合は、ヘリコプターを併用して物資を輸送する。臨時離着陸場については、I「基本的な事項」6（4）「臨時離着陸場の開設等」による。

岐阜県トラック協会は、発災直後から会員事業者の被害状況を把握するなど、情報収集を行い、人員及び輸送車両等を確保する。その後、県本部（食料物資チーム）からの要請により、県へ人員及び輸送車両等を派遣する。

イ 配分計画の決定

国が行うプッシュ型支援は、遅くとも発災後3日目までには、県の広域物資輸送拠点に対して輸送を行うとされていることから、県本部（食料物資チーム）は、その支援物資が届く

までの間に、あらかじめ県の被害想定等により定めた「物資の被害想定毎の配分計画」（資料編４）及び市町村の備蓄状況も踏まえ、被災状況に応じた配分量を定め、地域内輸送拠点ごとの配分計画を決定する。

県本部（食料物資チーム）は、その結果を拠点運営班（県支部）及び市町村本部に連絡するとともに、必要な調整を行う。

ウ 地域内輸送拠点への輸送

県本部（食料物資チーム）は、確保した輸送手段により、市町村の地域内輸送拠点等へ支援物資を輸送する。

エ 地域内輸送拠点から避難所等への輸送

市町村本部は、配分された物資を協定締結事業者など、あらかじめ定めた輸送手段により、地域内輸送拠点から当該市町村の避難所等に輸送し、被災者へ配布する。

なお、被害状況により地域内輸送拠点から避難所等への輸送が困難な場合には、市町村本部は、県本部（食料物資チーム）に対し、輸送を要請することができる。

県本部（食料物資チーム）は、岐阜県トラック協会や物資輸送業者、自衛隊等に支援を要請する。

4 緊急物資輸送に関わる関係機関の役割

（１）中部運輸局

- ・中部運輸局管内における全県の物資拠点候補施設（民間施設）の被災状況を把握する。
- ・県内の広域物資輸送拠点（公的施設）が不足又は使用できないことが確認された場合、県本部（食料物資チーム）に対する県内の物資輸送拠点候補施設（民間施設）の情報提供を行う。
- ・広域物資輸送拠点の開設・運営作業の進捗状況に応じて、東海倉庫協会、岐阜県トラック協会や物流専門家との調整その他支援物資輸送の運行調整等を行う。

（２）協定締結事業者

災害時の応援・協力に係る協定の締結事業者は、県から協定に基づき要請があった場合は、以下の活動を行う。なお、発災直後は、事業者も被災し直ちに活動ができない場合があることから、県は、事業者の被災状況を把握する。

事業者への具体的な支援要請内容は、各協定による。

ア 岐阜県トラック協会（県所管課：商工労働部商業・金融課）

「災害応急対策等に必要な輸送車両の確保等に関する協定」に基づき、下記事項を行うものとする。

- ・支援物資及び資機材の輸送
- ・県災害対策本部等に物流に関する専門知識を有する者の派遣
- ・緊急物資輸送センターの被災状況の確認・使用に係る調整

また、広域物資輸送拠点候補施設（民間施設）の被災状況を把握し、県の代替施設としての利用可能性を確認する。

イ 東海倉庫協会（県所管課：危機管理部防災課）

「災害発生時等の物資の保管等に関する協定」に基づき、下記事項を行うものとする。

- ・ 支援物資の保管
- ・ 県災害対策本部等に物流に関する専門知識を有する者の派遣
- ・ 災害物流に必要な資機材等の供出

また、広域物資輸送拠点候補施設（民間施設）の被災状況を把握し、県の代替施設としての利用可能性を確認する。

ウ 岐阜県石油商業組合（県所管課：環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課）

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、下記事項を行うものとする。

- ・ 緊急通行車両（物資輸送トラック含む）や広域物資輸送拠点等への優先的な石油類燃料の供給及び運搬

エ 石油連盟（県所管課：環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課）

「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、下記事項を行うものとする。

- ・ 災害拠点病院や広域物資輸送拠点等への優先的な石油類燃料の供給及び運搬

オ 岐阜県 LP ガス協会（県所管課：環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課）

「災害時におけるLPガスの供給に関する協定」に基づき、下記事項を行うものとする。

- ・ 災害拠点病院や広域物資輸送拠点等への優先的なLPガスの供給及び運搬

カ 物資供給事業者（県所管課：商工労働部関係課、環境エネルギー生活部関係課、農政部関係課他）

災害時における生活必需物資の調達に関する協定等に基づき、下記事項を行うものとする。

- ・ 支援物資の調達及び輸送（原則、市町村が指定する地域内輸送拠点へ輸送）
- ・ 輸送手段が無い場合には、県本部（食料物資チーム）へ輸送車両の確保を要請

(3) 広域物資輸送拠点施設管理者

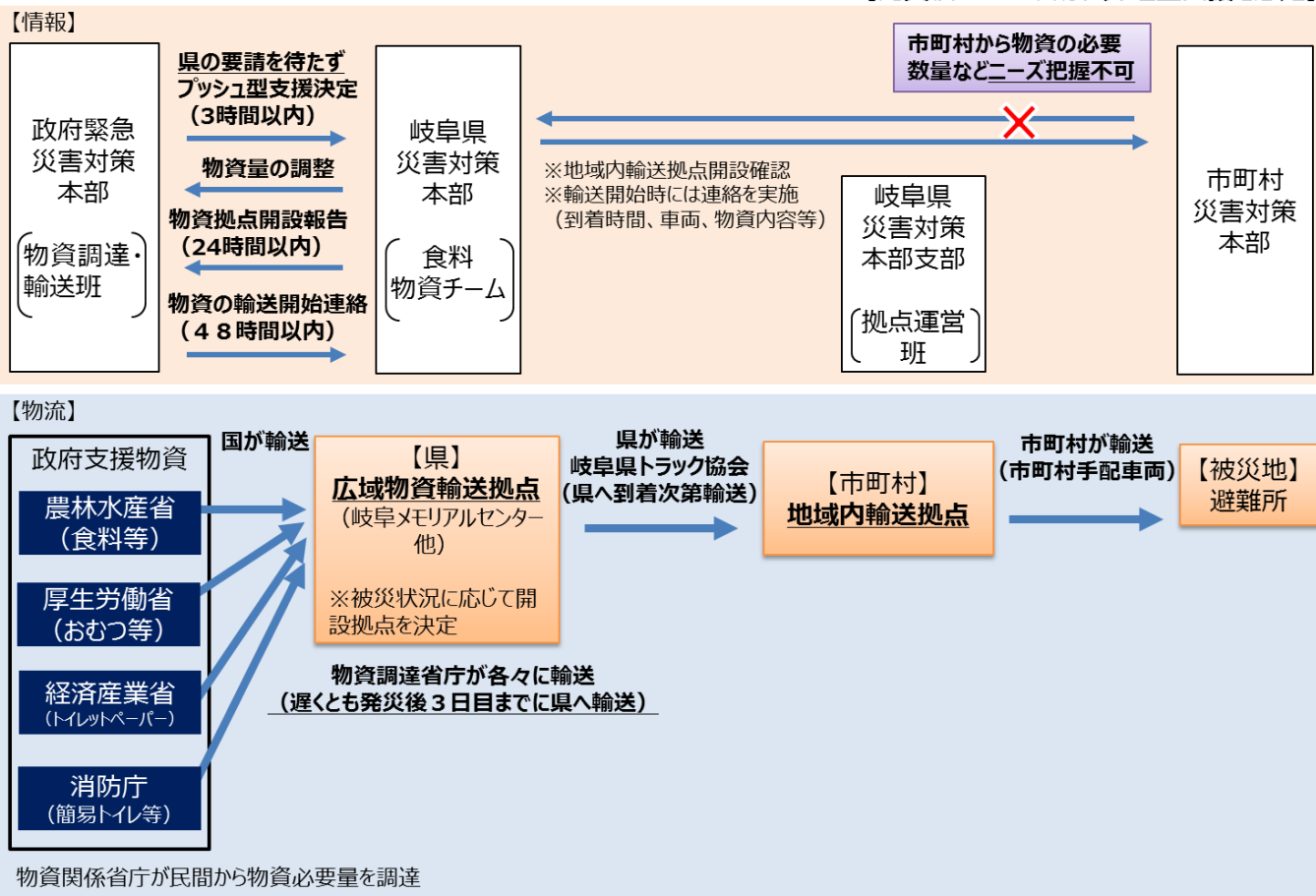
- ・ 平常時は、県が管理する災害用資機材を保管する。
- ・ 災害発生時には、施設の被害状況を確認し、県へ報告する。
- ・ 広域物資輸送拠点の開設を県が決定した場合には、拠点の運営に協力するものとする。

(4) 国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

- ・ 陸路による物資輸送が困難等の理由により船舶等にて物資輸送を行う場合に、長良川防災船着場（羽島市大藪桑原町小藪地先（南濃大橋下流左岸））及び長良川緊急用河川敷道路（羽島市桑原町から岐阜市元浜町（長良川左岸））の管理、運営を行う。

岐阜県におけるプッシュ型支援物資調達と輸送の流れ

【発災後4～7日はプッシュ型支援を想定】



○南海トラフ地震発生時の国による物資調達の対象品目（プッシュ型支援）

- ・南海トラフ地震発生時に国が県にプッシュ型支援により供給する品目は、食料、育児用調整粉乳、乳児・小児用オムツ、大人用オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー及び生理用品の7品目である。
- ・国は、発災後4日目から7日目分の物資を遅くとも発災後3日目までに、県の広域物資輸送拠点に対して、必要量の全部又は一部の輸送を行う。
- ・具体的な供給計画は、以下のとおりである。

品目	供給計画
食料	5 5 4 . 4 千食
育児用調整粉乳	1 7 3 K g
乳児・小児用オムツ	3 0 , 6 2 6 枚
大人用オムツ	6 , 1 6 0 枚
携帯トイレ・簡易トイレ	1 0 4 , 6 6 0 回
トイレットペーパー	2 7 , 7 2 0 巻
生理用品	3 8 , 0 9 9 枚

※国の「南海トラフ具体計画」より

5 義援物資の取扱

義援物資の受入にあたっては、以下のとおりとする。

- ・大規模災害発生直後は、被災地が混乱していることが想定され、広域物資輸送拠点における物資の仕分け、在庫管理等の体制が整うまでの間、被災地方公共団体に対する義援物資（個人、団体等からの無償の支援物資）を送ることを控えるよう、県本部（指揮総括チーム、食料物資チーム、災害情報集約チーム）は、国の現地対策本部や報道機関等の関係機関と連携して広報を行う。
- ・市町村本部が、義援物資の受け入れを希望する場合は、品目、量、時期等を明確にした上で、支援側が輸送手段を確保するなど市町村へ直接供給が可能な場合（自己完結型）のみ義援物資の受け入れを行う。
- ・なお、市町村の需要がない物資や個人等から送られる小口や品目が混載した義援物資については、体制が整った後も、原則としてこれを受入れないこととする。それでも送られた義援物資については、拠点で物資が滞留することのないよう、県広域防災拠点や民間物流事業者等の協力を得たうえで、別途保管場所を確保し、他の支援物資の物流が滞らないよう努める。

各種様式集

- 応援部隊の活動拠点として活用する場合のチェックリスト
- 地域内輸送拠点として活用する場合のチェックリスト
- 様式 1 活動拠点・地域内輸送拠点開設チェックリスト
- 様式 2 活動拠点・地域内輸送拠点開設報告書
- 様式 3 市町村物資調達要請書（※相互応援協定の様式と整合）
- 様式 4 事務引継書

○ 応援部隊の活動拠点として活用する場合のチェックリスト 〈市町村施設管理者用〉

(初動体制：施設を活用する決定後の施設管理者の業務)

- (時間外) カギを開ける。
- 施設の被害状況を把握する。
- 施設の被害状況を市町村本部へ報告する。
- あらかじめ拠点として活用する施設のカギを開ける。
- 拠点活用のための担当者を決める(あらかじめ決めていた担当者がいない場合はその場にいる者の中から決定する)。
- 担当者及び施設の被害状況を市町村本部に報告する(活用が可能かどうか報告する)。
- 活動拠点に必要なモノを揃える。
 - (1) 専用通信(一般電話が活用できる場合はその電話の確保)
 - (2) 筆記用具
 - (3) マジック
 - (4) 紙(部屋の表示など)
- 施設の連絡手段となる通信を決める(活用できる通信)。
- 施設の連絡窓口の通信番号を市町村本部等関係機関へ連絡する。
- 連絡窓口の通信がある部屋、担当者が常駐する部屋などに表示を行う(「〇〇活動拠点」など)。
- 施設固有の業務が休止となっても、窓口となる担当者は常駐する(1日3交代が望ましい)。

(応援部隊の受け入れ)

- 受け入れる部隊の情報を市町村本部にあらかじめ確認する。
- 部隊の車両数、人員数を確認する。
- 活動拠点として活用できる場所、施設を説明、案内する。
- 施設内に必要に応じて表示を行う(紙に書いて貼るなど)。
- 応援部隊進入路を確認する。
- 応援部隊進入路がわかりにくい場合(又は、限定されている場合)は立入禁止コーンを設置するなど、誘導措置を行う(施設管理者と共同のうえ)。
- 担当する部隊の車両の種類、台数を把握する。
- 駐車場の配分をチェックする。必要に応じて駐車場の配分を計画する。
- 人員が足りない場合は市町村本部と調整する。

(注意事項)

- ※物資はヘリコプターにより空輸される場合がある。施設によって離着陸が可能なスペースを持つところと持たないところがあるので、関係施設の確認、着陸の際の支援(周辺への周知など)に適宜柔軟に対応する。
- ※応援部隊(警察・消防・自衛隊)の食糧等は各部隊で持参するが、職員の食事等は各施設管理者と共同して調達すること。
- ※活動拠点で行う作業は、応援部隊との連絡調整が基本であるため、作業に大量の人員を要するものではないと考えられるが、人員が不足する場合はまず市町村本部、次いで県へ依頼すること。

○ 地域内輸送拠点として活用する場合のチェックリスト <市町村施設管理者用>

(初動体制：施設を活用する決定後の施設管理者の業務)

- (時間外) カギを開ける。
- 施設の被害状況を把握する。
- 施設の被害状況を市町村本部へ報告する。
- あらかじめ拠点として活用する施設のカギを開ける。
- 拠点活用のための担当者を決める。
(あらかじめ決めていた担当者がいない場合はその場にいる者の中から決定する)
- 担当者及び施設の被害状況を市町村本部に報告する。
(活用が可能かどうか報告する)
- 活動に必要なモノを揃える。
 - (1) 専用通信 (一般電話が活用できる場合はその電話の確保)
 - (2) 筆記用具
 - (3) マジック
 - (4) 紙 (部屋の表示、ダンボールの表示など)
 - (5) 物資引き受け名簿 (物資の内容・量・支援元 等)
- 施設の連絡手段となる通信を決める (活用できる通信)。
- 施設の連絡窓口の通信番号を市町村本部等関係機関へ連絡する。
- 連絡窓口の通信がある部屋、担当者が常駐する部屋などに表示を行う (「物資集積拠点事務所」など)。
- 施設固有の業務が休止となっても、窓口となる担当者は常駐する (1日3交代が望ましい)。

(物資の受け入れ)

- 受け入れる物資の種類、量、受け入れ時間等の情報を市町村本部にあらかじめ確認する。
- 物資搬入路を確認する。
- 物資搬入路がわかりにくい場合 (又は、限定されている場合) は立入禁止コーンを設置するなど、誘導措置を行う (施設管理者と共同のうえ)。
- 物資輸送者の確認をする。
(配送先が違う場合は本来の配送先を案内する。事前の情報がなく搬入された物資は市町村本部等へ確認し、判断を待つ。)
- 物資の中身及び量を確認する。
- 物資の一時保管場所 (体育館など) に、物資の種類毎に配置する。
 - (1) 保存の可能な食料 (カップラーメンなど)
 - (2) 保存の可能な副食 (カップおしるこ、お菓子など)
 - (3) 生活用品 (毛布、カイロなど)
 - (4) 特別な物資 (お年寄り用のやわらかい食べ物、生理用品、粉ミルクなど)
 - (5) 衣類
 - (6) その他
- ダンボールに表示がない場合はマジックで記載するか、紙に書いて貼る。

(注意事項)

※物資はヘリコプターにより空輸される場合がある。施設によって離着陸が可能なスペースを持つところと持たないところがあるので、関係施設の確認、着陸の際の支援（周辺への周知など）に適宜柔軟に対応する。

※集積拠点に周辺住民が直接支援物資などを受け取りに来る場合が想定されるが、基本的に配分は市町村の災害対策本部の指示に従う（通常は避難所、支所等を拠点に物資等を配分する）。

※担当者職員の食事等は各施設管理者で共同して調達することとし、物資を活用しないこと。

※物資の量によっては当初想定した人員では対応が困難となることも十分考えられる。その際は市町村本部に応援を依頼する（市町村で人員が足りなければ県へ依頼すること。そのほか市町村のボランティアセンターと連携し、活動中のボランティアに依頼し、人員を補充することを検討する）。

様式 1

活動拠点・地域内輸送拠点開設チェックリスト (市町村担当者用)

項目	確認内容	チェック
1 施設に到着	・建物内に人がいる場合は、安全なスペースへ移動させる	<input type="checkbox"/>
2 施設全体の確認 ※2次被害を防ぐため、この項目内で問題点があれば、施設状況の確認を止め、別の施設への指定を行います。	・周辺施設が施設に倒れ込む危険性はないか	<input type="checkbox"/>
	・建物は傾いていないか	<input type="checkbox"/>
	・建物にひび割れはないか	<input type="checkbox"/>
	・壁の剥落はないか	<input type="checkbox"/>
	・屋根の落下や破損はないか	<input type="checkbox"/>
3 施設内の確認	・天井の落下や亀裂はないか	<input type="checkbox"/>
	・床に亀裂や散乱物はないか	<input type="checkbox"/>
	・照明が落下や破損していないか	<input type="checkbox"/>
	・窓ガラスに割れやひびがないか	<input type="checkbox"/>
	・火事は発生していないか	<input type="checkbox"/>
	・廊下は安全に通行できるか	<input type="checkbox"/>
	・階段は安全に上り下りできるか	<input type="checkbox"/>
	・非常階段は使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・トイレは使用可能か	<input type="checkbox"/>
4 ライフラインの確認	・電気は使えるか	<input type="checkbox"/>
	・水道は使えるか	<input type="checkbox"/>
	・ガスは使えるか	<input type="checkbox"/>
5 通信機器の確認	・防災無線は使用できるか	<input type="checkbox"/>
	・電話、FAXは使用可能か	<input type="checkbox"/>
6 活動・物資の受入れスペースの確保	・本部室（スペース）は確保したか	<input type="checkbox"/>
7 災害対策本部への報告	・開設を市町村本部へ連絡したか	<input type="checkbox"/>
	・応援人員必要性の有無について	<input type="checkbox"/>
	・物資の必要性の有無について	<input type="checkbox"/>
	・現時点での活動者数について	<input type="checkbox"/>
その他気付いた点		

様式 2

活動拠点・地域内輸送拠点開設報告書

1	発信 or 受信	
2	報告日時	年 月 日 時 分
3	報告手段	電話・FAX・メール・伝令・その他（ ）
4	送信者	
5	受信者	
6	施設名	
7	施設の活用種別	活動拠点 ・ 地域内輸送拠点
8	施 建物	安全 ・ 要注意 ・ 危険 ・ 未実施
	設 ライフライン	停電 ・ 電話故障 ・ 断水 ・ ガス停止
	状 土砂崩れ	あり ・ 兆候あり ・ なし
	況 道路状況	通行可・片側通行可・渋滞・通行不可
9	通信状況	手段（ ）
10	特記事項（活動する応援部隊の規模、市町村の担当職員数など）	

※この報告書は、施設開設直後に記入し、報告します。

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

事務引継書

施設名：

日時： 年 月 日 時 分

担当者名	前任者	後任者
業務内容		
業務における 注意点		
応援部隊、 物資集積の様子		
応援部隊、物資 輸送者からの要 望・苦情		
市町村の 対応状況		
その他 情報共有事項		
その他		

岐阜県災害時広域受援計画

平成 18 年	3 月作成	防災局
平成 23 年	3 月作成	防災課
平成 23 年	11 月作成	防災課
平成 24 年	6 月作成	防災課
平成 26 年	8 月作成	防災課
平成 27 年	2 月作成	防災課
平成 30 年	3 月作成	防災課
平成 30 年	7 月作成	防災課
令和元年	8 月作成	防災課
令和 2 年	3 月作成	防災課
令和 3 年	3 月作成	防災課
令和 4 年	3 月作成	防災課
令和 5 年	3 月作成	防災課
令和 6 年	3 月作成	防災課
令和 7 年	4 月作成	防災課
令和 8 年	3 月作成	防災課